

第2次亀山市環境基本計画
前期実施計画／進行管理表
(令和3年度進捗状況)

Action for SMILE 2030

～みんなの笑顔かがやく環境のまち 健都 かめやま～

SDG s + SMILE



亀山市産業環境部環境課

令和5年3月

目 次

令和3年度進捗状況について	3
令和3年度進捗状況評価一覧	4
「共生」：人と自然の共生	7
成果指標に関する目標と実績	9
＜取組方針＞	
「知る・感じる」（生物多様性について学ぶ・認識する）	10
「守る・創る」（生物多様性を保全・創造する。）	12
「享受する」（生物多様性の恵みを享受する。）	16
「快適」：快適な生活環境の創造	19
成果指標に関する目標と実績	21
＜取組方針＞	
「美しいまちをつくる」（まちの美観を維持・向上する。）	22
「環境と経済の調和を図る」（環境に配慮した事業活動を推進する。）	24
「きれいな水を守る」（生活排水処理対策を推進する。）	26
「循環」 循環型社会の構築	29
成果指標に関する目標と実績	31
＜取組方針＞	
「抑制する」（ごみの発生・排出を抑制する。）	32
「再使用する」（使えるものは繰り返し使う。）	34
「再生利用する」（資源として有効活用する。）	36
「適正に処理する」（適正に収集及び処理し、資源として有効利用する。）	38
「低炭素」脱炭素につながる高度な低炭素社会の構築	43
成果指標に関する目標と実績	45
＜取組方針＞	
「減らす」（温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を減らす。）	46
「活用する」（再生エネルギーを活用する。）	50
「適応する」（気候変動の影響に適応する。）	52
「参画・協働」参画と協働による推進	55
成果指標に関する目標と実績	57
＜取組方針＞	
「学ぶ」（環境教育・環境学習を推進する。）	58
「みんなで進める」（みんなで協働して取り組む。）	60

第2次亀山市環境基本計画前期実施計画

令和3年度進捗状況について

第2次亀山市環境基本計画の第8章「計画の推進」2「進行管理」にもとづき、令和3年度における施策の進捗状況を報告します。

達成状況の評価については、5分野の基本施策別とし、4～5ページ「評価一覧」のとおり、成果指標に関する目標と実績及び評価シート（取組方針及び施策の方向）を作成いたしました。

進捗状況の評価につきましては、次のとおりです。

- | | |
|-------------|-------------|
| A：順調に進んでいる | B：まずまず進んでいる |
| C：あまり進んでいない | D：進んでいない |

なお、評価シート作成の基となる各課における取組実績については、令和3年7月に聞き取りを実施しています。今後、本進捗状況にもとづき、各課の取組内容の検討を実施します。

<参考 第2次亀山市環境基本計画の第8章「計画の推進」2「進行管理」について>

本計画における施策の達成に資する事業等を整理するとともに、成果指標や取組方針の達成状況を毎年度確認し、その結果に応じて取組方針等を検討することで、着実な計画の推進を図り、その結果については、ホームページ等で公表する旨を記載しています。

亀山市環境基本計画 令和3年度進捗状況評価一覧

項目		進捗状況の評価	
共生	取組方針1：「知る・感じる」	B	まずまず進んでいる
	施策の方向(1)：生物多様性に関する周知・啓発活動等の実施	B	まずまず進んでいる
	施策の方向(2)：自然との触れ合いの場と機会の提供	B	まずまず進んでいる
	施策の方向(3)：市民活動団体等との連携・協力及び育成・支援	C	あまり進んでいない
	取組方針2：「守る・創る」	B	まずまず進んでいる
	施策の方向(1)：緑の保全・創出	B	まずまず進んでいる
	施策の方向(2)：水環境の保全・創出	C	あまり進んでいない
	施策の方向(3)：動植物の保護・管理	B	まずまず進んでいる
	取組方針3：「享受する」	C	あまり進んでいない
施策の方向(1)：地産地消の促進	C	あまり進んでいない	
施策の方向(2)：地域の自然資源の活用	C	あまり進んでいない	
快適	取組方針1：「美しいまちをつくる」	B	まずまず進んでいる
	施策の方向(1)：環境美化に関する周知・啓発活動等の実施	B	まずまず進んでいる
	施策の方向(2)：まちの美観の維持・向上への取組の推進	B	まずまず進んでいる
	施策の方向(3)：不法投棄の防止に関する取組の推進	B	まずまず進んでいる
	取組方針2：「環境と経済の調和を図る」	B	まずまず進んでいる
	施策の方向(1)：環境影響の調査・監視	B	まずまず進んでいる
	施策の方向(2)：環境への負荷への低減	B	まずまず進んでいる
	取組方針3：「きれいな水を守る」	A	順調に進んでいる
	施策の方向(1)：生活排水処理への意識の向上	B	まずまず進んでいる
施策の方向(2)：生活排水処理対策の推進	A	順調に進んでいる	
施策の方向(3)：し尿処理施設の整備等に関する検討	A	順調に進んでいる	
循環	取組方針1：「抑制する」	B	まずまず進んでいる
	施策の方向(1)：ごみの排出抑制に関する周知・啓発活動等の実施	B	まずまず進んでいる
	施策の方向(2)：ごみの排出抑制に関する取組の推進	B	まずまず進んでいる
	取組方針2：「再使用する」	C	あまり進んでいない
	施策の方向(1)：ごみの再使用に関する周知・啓発活動等の実施	C	あまり進んでいない
	施策の方向(2)：公共部門における再使用の推進	C	あまり進んでいない
	取組方針3：「再生利用する」	B	まずまず進んでいる
	施策の方向(1)：ごみの再使用に関する周知・啓発活動等の実施	B	まずまず進んでいる
	施策の方向(2)：ごみの再生利用の拡大	B	まずまず進んでいる
	取組方針4：「適正に処理する」	B	まずまず進んでいる
	施策の方向(1)：ごみの安全・安心で安定的な収集・運搬の実施	B	まずまず進んでいる
	施策の方向(2)：ごみの種別に応じた適正処理の推進	B	まずまず進んでいる
施策の方向(3)：ごみ処理施設の整備等に関する検討	B	まずまず進んでいる	
施策の方向(4)：ごみ処理に関する情報の公開	C	あまり進んでいない	

項 目		進捗状況の評価	
低 炭 素	取組方針 1 : 「減らす」	B	まずまず進んでいる
	施策の方向 (1) : 省エネルギー・省資源行動に関する周知・啓発活動等の実施	B	まずまず進んでいる
	施策の方向 (2) : 省エネルギー・省資源行動の促進	C	あまり進んでいない
	施策の方向 (3) : 二酸化炭素の呼吸源の保全及び強化	B	まずまず進んでいる
	施策の方向 (4) : 低炭素なまちづくりと暮らしの推進	B	まずまず進んでいる
	施策の方向 (5) : 公共部門における二酸化炭素排出量削減の取組の推進	B	まずまず進んでいる
	取組方針 2 : 「活用する」	C	あまり進んでいない
	施策の方向 (1) : 再生可能エネルギーに関する周知・啓発活動等の実施	B	まずまず進んでいる
	施策の方向 (2) : 適正導入による再生可能エネルギーの普及促進	D	進んでいない
	施策の方向 (3) : 公共部門における再生可能エネルギー等の導入	C	あまり進んでいない
	取組方針 3 : 「適応する」	C	あまり進んでいない
	施策の方向 (1) : 気象変動の影響への適応	D	進んでいない
施策の方向 (2) : 自然災害の軽減・回避	B	まずまず進んでいる	
施策の方向 (3) : 健康被害の予防	B	まずまず進んでいる	
参 画 ・ 協 働	取組方針 1 : 「学ぶ」	B	まずまず進んでいる
	施策の方向 (1) : 環境に関する周知・啓発活動等の実施	B	まずまず進んでいる
	施策の方向 (2) : 環境教育の推進	B	まずまず進んでいる
	施策の方向 (3) : 環境に関する生涯学習の機会の提供	B	まずまず進んでいる
	取組方針 2 : 「みんなで進める」	B	まずまず進んでいる
施策の方向 (1) : 多様な主体の参画と協働	B	まずまず進んでいる	

「共生」：人と自然の共生

亀山市生物多様性地域戦略



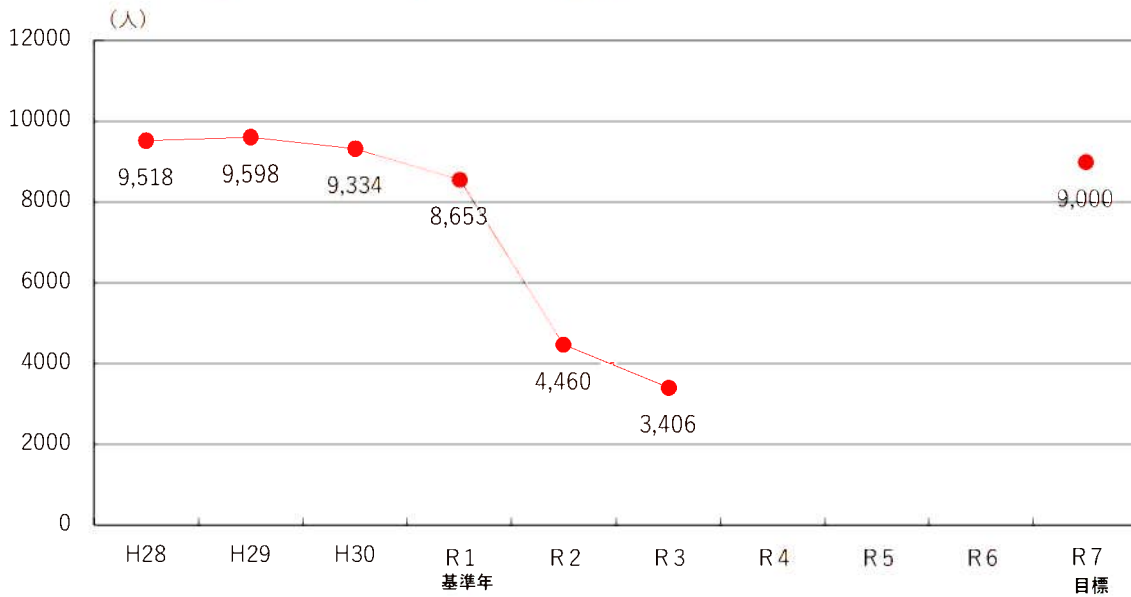
※本章と関連する SDGs のゴールのアイコンを掲載しています。また、特に関係の深いゴールは大きなアイコンで掲載しています。

「共生」 : 人と自然の共生

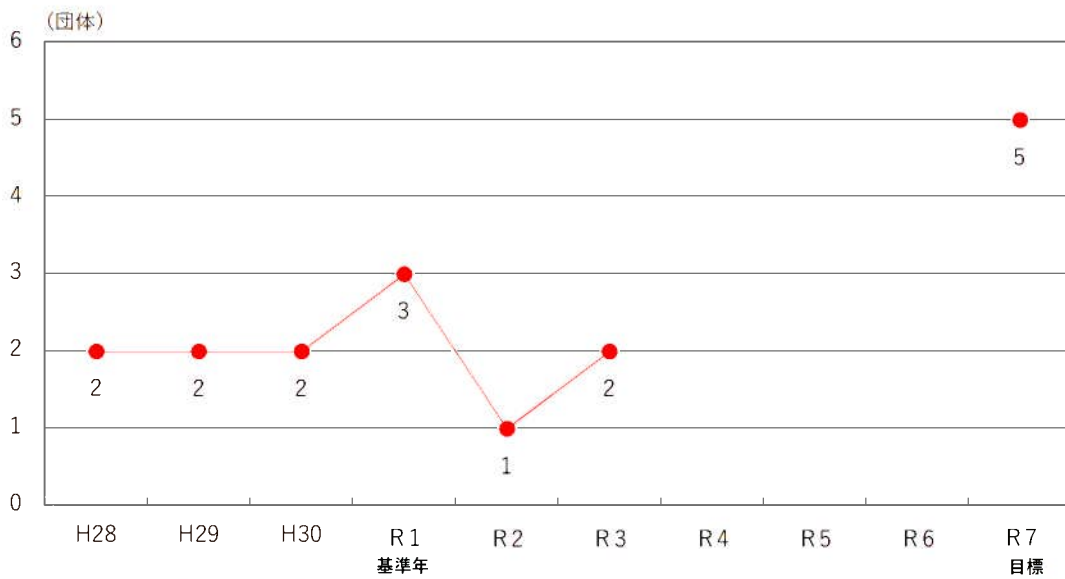


1. 成果指標に関する目標と実績

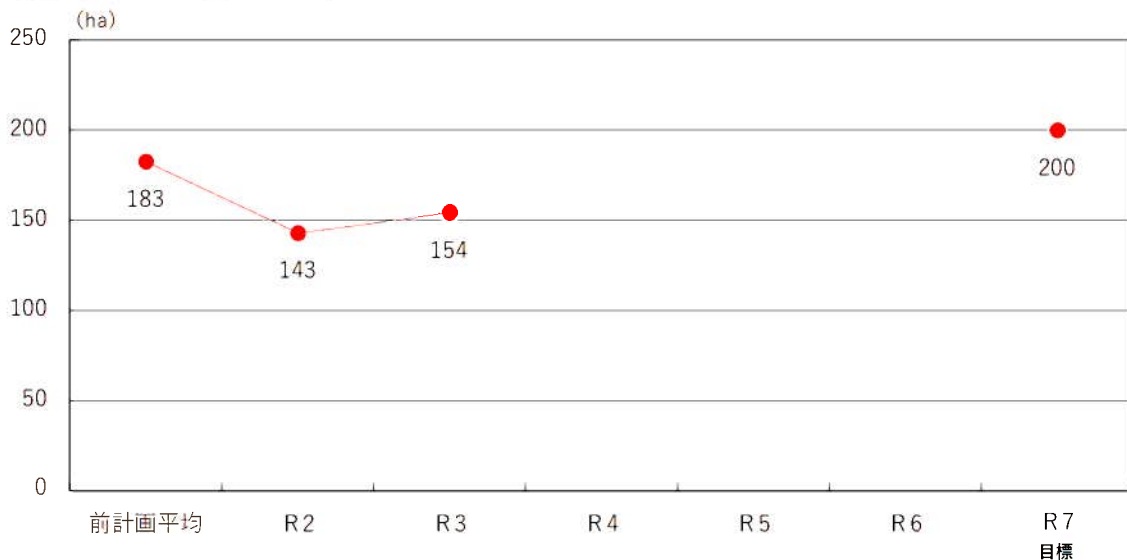
成果指標 自然環境に関するイベント等に参加した人数等



成果指標 外来生物の駆除に取り組む市民活動団体数



成果指標 間伐面積 (平均)



共生<取組方針1>

「知る・感じる」(生物多様性について学ぶ・認識する。)

<p>令和3年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設の整備やイベントの実施により、周知啓発活動や体験の機会が継続的に確保されていたため。 ・イベントの恒常化や周知についての検討、生物多様性についての情報の発信方法について検討が必要なため。 ・職員研修やグリーンツーリズムなど、未実施の事業があるため。
<p>〔今後の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設においては着実に整備を実施しつつ、施設の知名度向上など利用者の維持や増加を図るとともに、利用者に対する啓発効果を高める工夫を行う。 ・イベントにおいては新しい企画を検討するとともに、イベント参加者に対しての啓発効果を高めるよう手法を検討する。 ・職員研修について早急を実施するとともに、グリーンツーリズムにかかる取組を検討する。 	

取組方針における施策の方向

(1) 生物多様性に関する周知・啓発活動等の実施

〔取組内容〕

- ①広報かめやま、ホームページ等に生物多様性に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。
- ②専門的な学習機会を提供するとともに、学習の成果を地域に還元し、亀山市民としての誇りを持ち、自ら地域課題解決に取り組む市民を育んでいく学びの場を提供します。
- ③市職員を対象とした生物多様性に関する研修等を実施することにより、その重要性の認識を促し、生物多様性に配慮した事業の実施に繋がります。

<p>令和3年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">B</p> <p>順調に進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設や協議会において、周知啓発にかかる事業を実施し、その利用者が増加したため。 ・市政を担う職員向けの研修が未実施であるため。
<p>実施状況</p>	<p>亀山里山公園においては、来園者及びイベント参加者が増加した。かめやま出前トークの取り組みを強化、鈴鹿川等源流の森林づくり協議会における自然と触れ合うイベントの実施、かめやま人キャンパスにおける市民団体と連携した講座の実施により、生物多様性に関する周知啓発が進んだ。</p>
<p>問題点</p>	<p>コロナ禍に係る状況の変化のなかで、今後も自然と触れ合う機会を提供する施設・イベントの利用者を増やしていく必要がある。生物多様性は市政の様々な部分で配慮・保全していく必要があるが、これを担う職員に対して研修を行うことは急務である。</p>
<p>課題</p>	<p>市内外のニーズを把握し、これに対応した施設運営やイベント企画を行う。早急に職員向けの庁内研修を行うとともに、研修内容を庁内で共有することで、多くの職員が生物多様性に配慮した事業を行える体制を整える。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>施設利用者やイベント参加者の動向を注視するとともに、利用者アンケートの実施や、様々な媒体を通してのPRを行うなど、今後も継続的に利用者が増加するよう職員研修を実施するとともに、庁内への情報共有手法を検討する。</p>

(2) 自然との触れ合いの場と機会の提供

〔取組内容〕

- ①本市の自然公園である亀山里山公園「みちくさ」及び亀山森林公園「やまびこ」において、市民が実際に自然に触れることができる場を提供するとともに、自然への理解を深めることができるよう、体験学習の機会を確保します。
 ②本市の市民農園である亀山市ふれあい農園における農産物栽培を活かした自然や動植物との触れ合いの場を提供します。

令和3年度進捗状況	〔理由〕 <ul style="list-style-type: none"> 各施設の整備を行うとともに、利用促進が行われていたため。 各イベントを実施することで体験学習の機会が設けられていたため。 施設やイベントの内容や周知、啓発方法の検討が必要であるため。 グリーンツーリズムなど新しい取組の検討が必要であるため。
B まづまづ進んでいる	
実施状況	亀山里山公園、亀山森林公園、ふれあい農園、鈴鹿峠自然の家の各施設について、利用者が安心して利用できるよう整備を行うとともに、各施設の利用促進に努めた。 また、一部施設においてイベントの実施することで、体験学習の機会を設けた。
問題点	施設におけるイベントが恒常化している。また、施設やイベント利用者に対して、イベントの趣旨や周知したい事柄が十分に伝わっているとは言い難い。イベントが盛況であるなど、受入態勢が不十分である一方で、施設やイベントを知らない方も多い。グリーンツーリズムにかかる取り組みがなかった。
課題	イベント内容を工夫するとともに、コロナにかかる状況の変化による利用者のニーズの変化に対応する必要がある。掲示物や配布物、呼びかけを通して、自然への理解を深める働きかけを行う。周知方法や募集方法を見直し、これまで利用してこなかった媒体の利用を検討する。グリーンツーリズムにかかる取り組みを検討する。
今後の方向性	情報収集に努めつつ、多様な意見を取り入れ、イベントの内容を検討する。効果的な周知ができるよう掲示や配布物を見直すとともに、既存の周知啓発資料も効果的に利用する。 広報誌やかめやま子育てLINE、その他の宣伝媒体の利用を検討する。

(3) 市民活動団体等との連携・協力及び育成支援

〔取組内容〕

- ①生物多様性の保全や創造に取り組む市民活動団体等への情報提供を行うとともに、市民活動団体等と連携した取組を展開するため、相互の情報共有を図ります。
 ②市民活動団体等と連携・協力した事業を展開するとともに、必要に応じて原材料の支給等、市民活動団体等の活動を支援します。
 ③生物多様性の保全や創造に関する市民活動団体等の取組について広く周知することにより、そうした活動の更なる活性化を図ります。

令和3年度進捗状況	〔理由〕 <ul style="list-style-type: none"> 既存の市民活動団体との情報共有や活動の周知を実施したため。 支援制度の見直しを実施したものの利用が少なく、今後利用促進に努める必要があるため。 活動者の高齢化等により、既存団体の担い手が不足しているため。
C あまり進んでいない	
実施状況	環境未来創造会議や鈴鹿川等源流の森林づくり協議会等において、市民活動団体と情報を共有を行うとともに、それらの活動の周知を行った。 市民活動応援券や外来種駆除に係る物品支給体制を維持しつつ、より利用しやすいよう制度を見直した。
問題点	コロナ禍において、市民団体やまちづくり協議会が行う活動が縮小する傾向にあり、見直した各支援制度の利用も少なかった。 また、市民活動に携わる者の高齢化が進んでおり、担い手が不足している団体もある。
課題	見直した支援制度についての周知を継続するとともに、状況を注視し、実情に合うような制度へ見直しも検討する。 一部の活動者に負担が集中しないよう市民活動に携わる者を増加させるとともに、担い手が不足している団体と活動希望者や企業を繋ぐ施策を実施する。
今後の方向性	これまで利用してこなかった媒体を活用し、各支援制度や市民活動の取り組みを周知する。 地域コミュニティや企業など、これまで生物多様性についての取り組みがなかった主体に対して働きかけを行うとともに、既存の市民団体活動の紹介も行う。

共生<取組方針2>

「守る・創る」(生物多様性を保全・創造する。)

<p>令和3年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備や農地保全は着実に進んでいるものの、高齢化や後継者不足の解消に取り組み、今後の継続性を担保するため。 ・企業地や公共施設における生物多様性の保全が進んでおらず、積極的に保全されるよう推進していく必要があるため。 ・動植物の保護について、地域の生物多様性が包括的に保全されているとは言い難いため。
<p>〔今後の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備と農地保全については、これまでの取組で効果的なものは継続しつつ、継続性を担保するよう担い手の確保につながる取り組みを実施する。 ・企業地や公共施設を巻き込み、市域全体で生物多様性が包括的に保全されるような仕組みづくりに取り組む。 ・生物多様性保全の科学的な基準となるレッドリスト等を整備する。 	

取組方針における施策の方向

(1) 緑の保全・創出

〔取組内容〕

- ①生物多様性の保全に適した自然性の高い森林の保全創出のため、環境林（非経済林・保全林）に位置付けられた人工林を間伐し、広葉樹の植栽等により針広混交林への誘導を図ります。
- ②農地、水路、ため池、樹林地、草原など多様な自然環境を有し、多くの生物に貴重な生息生育環境を提供している里地里山を保全します。
- ③自然環境の保全、水源のかん養、国土の保全といった多様な機能が失われつつある農地を守り、そうした機能の維持・発揮を図るため、耕作放棄地の発生抑制と解消を図ります。また、農業生産における農薬・肥料などの適正使用を促進するとともに、環境への負荷の少ない環境保全型農業の普及促進を図ります。
- ④公園、緑地その他公共施設の植栽等の適切な維持管理を行います。また、公共工事等においては、生物多様性に配慮した植栽種の選定を推進するとともに、緑の創出を図ります。
- ⑤自然環境が有する多様な機能を活用した、社会資本整備や土地利用等を図ります。
- ⑥開発行為における一定の緑地の確保を促進し、開発行為における緑化の推進を図ります。

<p>令和3年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存事業において、森林整備や農地保全の保全が進んでいるため。 ・公園、緑地その他公共施設において植栽等の適切な維持管理を行ったため。 ・新規・既存に関わらず、企業地における生物多様性保全の促進に取り組み始めているため。
<p>実施状況</p>	<p>各種事業において、森林の整備と農地の保全を進めた。 公園、緑地その他公共施設において植栽等の適切な維持管理を行った。 市環境保全条例等における開発行為への指導と環境保全審議会により、開発者への指導を行った。 市環境保全条例等における開発行為においては、緑地を確保する指導を行った。</p>
<p>問題点</p>	<p>農地の保全において、担い手の高齢化と後継者不足が生じている。 公共施設の植栽されている植物が、生物多様性に配慮したものではない。また、管理手法が生物多様性に配慮されたものでない。</p>
<p>課題</p>	<p>従来の手法においては、農業の担い手の高齢化と後継者不足が解消されないため、新たな取組を行うことが必要である。 市環境保全条例等における開発行為に係る指導において、単に緑地を確保するだけでなく、生物多様性保全を積極的に保全するよう指導する。また、既存の企業地においても、生物多様性に配慮した管理の導入を促進する必要がある。さらに、それらの指導に必要な「保全すべき地域の生物多様性」について、科学的な基準を設ける必要がある。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>森林整備と農地保全については、これまでの取組で効果的なものは継続して着実な整備・保全面積を広げつつ、担い手の高齢化と後継者不足解消に繋がるような新たな取組の検討を行う。 市環境保全条例等における開発行為における指導や既存の企業地について、生物多様性を積極的に保全するよう指導するとともに、その科学的基準となるレッドリスト等の整備を検討する。</p>

(2) 水環境の保全・創出

〔取組内容〕

- ① 鈴鹿川等源流域をはじめとする市内河川における生物の生息状況を定期的に確認するため、鈴鹿川等源流の森林(もり)づくり協議会や、希少野生動植物種の保全活動団体などの市民活動団体と連携・協力し、現在生息している生物種を調査するとともに、その生息場所、生息数等を把握します。
- ② 本市の豊かな水環境を育む基となる森林等を保全し、次世代に継承するための取組を、市民、事業者及びこれらの者で構成する団体などの多様な主体と連携・協力のうえ推進するとともに、森林の持つ公益的機能の向上を図るため、環境林（非経済林・保全林）を中心に間伐等の森林整備を進めます。
- ③ 市内の河川等の水質の状況を把握するため、定期的に水質調査を実施するとともに、その結果を広く公表します。
- ④ 公共工事等においては、防災機能との調和を図りながら多様な自然環境を保全するとともに、生態系を有機的につなぐことを目指し、水質・生物多様性に配慮した水辺整備を実施するなど、周辺生態系や自然環境に配慮した公共工事を推進します。

令和3年度進捗状況 C あまり進んでいない	〔理由〕 ・水環境に係る調査は行っているものの、この情報を積極的に周知していく必要があるため。 ・豊かな水環境を育む森林の整備が継続されているため。 ・水辺の環境整備において、生物多様性への積極的な配慮が必要であるため。
実施状況	市内の水辺における水質等環境調査や、生息している生物に係る調査を実施した。各種事業において、森林の整備を進めた。 護岸工において、カゴマットを利用した設計業務を行った。
問題点	調査した結果の公表や活用が十分とは言えない。 護岸工そのものは多自然型護岸ではない。また、カゴマットの施工延長も少ない。 また、河川以外の水路やため池における取り組みが無い。
課題	調査結果を広く周知するとともに、関連業務において効果的に活用していく。 河川においては積極的に多自然型護岸を取入れる必要があり、水路やため池においても生物多様性保全に取り組む必要がある。そのためには市内において生物多様性保全についての機運を高め、多自然型護岸のための予算が十分に確保される状況を確保する。
今後の方向性	環境に係る調査結果を、広報誌等を用いて市民に広く周知していく。また、開発行為に対する指導等において積極的に活用していく。 森林整備については、各事業を継続し、着実に整備面積を広げていく。 河川工事における多自然型護岸の導入や、ため池や水路における生物多様性保全手法を検討するとともに、そうした施策に対するコンセンサスが取れるよう、市内において生物多様性の機運向上を図る。

(3) 動植物の保護・管理

〔取組内容〕

- ① 広報かめやま、ホームページ等に動植物の保護・管理に関する情報を掲載するとともに、自然環境に関する各種イベント等において周知・啓発を行います。
 ② 市内に生息する希少野生動植物種の保護・増殖を図るとともに、市民活動団体等が行う外来生物の駆除を支援します。
 ③ 有害鳥獣による被害防止を図るため、有害鳥獣の駆除と被害防止に行政と地域関係者が一体となって取組みます。

<p>令和3年度進捗状況</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性に係る情報に触れる市民が限られているため。 ・ 地域の生物多様性を包括的に保全する施策がないため。 ・ 有害鳥獣にかかる被害防止の取組は継続されているものの、その継続性の確保に努める必要があるため。 ・ 有害鳥獣の捕獲頭数が適正に管理されているため。
<p>実施状況</p>	<p>生物多様性にかかる情報の発信につとめた。 ネコギギやカワバタモロコ等の希少野生動植物の保護に取り組みを行った。 有害鳥獣の被害防止・駆除に取り組んだ。</p>
<p>問題点</p>	<p>生物多様性に係る情報に触れる対象者が限定的であり、現在は既に興味がある者への周知にとどまっている。 動植物の保護については、一部の希少種に留まっており、地域の生物多様性を包括的に保全する取り組みができていない。 有害鳥獣による被害を防止する活動に携わる方の高齢化により、今後、参加者減少が見込まれている。</p>
<p>課題</p>	<p>広報かめやまやケーブルテレビなど、能動的に情報を伝える広報媒体を活用する等、これまで生物多様性に馴染みがなかった市民への情報発信に努める。 希少種のみならず、地域の生物多様性を包括的に守ることができるよう、仕組みづくりに取り組む必要がある。 有害鳥獣については、生物多様性がもたらす負の影響であり、これを地域の実情に応じて対策する必要がある。被害に合わせて防除対策が実施できるよう努めるとともに、被害を防止する活動の促進に努める。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>広報かめやまを活用し、継続的な情報発信を行うとともに、環境課以外が管理する施設における周知を行う。 市民や民間事業者が生物多様性保全に取り組む仕組みを検討しつつ、迅速に着手する。 有害鳥獣防護柵に係る利用方法を促進するとともに、有害鳥獣駆除にICTを活用することで参加者の負担を軽減しつつ、見回り活動等への参加者増加を図る。</p>

共生<取組方針3>

「享受する」(生物多様性の恵みを享受する。)

<p>令和3年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">C</p> <p>あまり進んでいない</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消の促進対象が限定的であるため。 ・生物多様性から享受している多大な価値（生物多様性の恵み）は多岐にわたるものの、その整理が図られていないため。 ・生物多様性の恵みを、産業として効果的に利用していくよう促進する施策がないため。
<p>〔今後の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物の生産やエコツーリズム等、本市の産業は既に、生物多様性から多大な価値を享受している。そうした価値の整理を図るとともに、その価値を産業として効果的に利用できるよう支援に努めるとともに、市内外への周知を行う。 ・こうした施策を行うことで、生物多様性の重要性を浸透させ、生物多様性を保全する機運を醸成し、生物多様性から享受する価値を高めて魅力ある産業の育成を図る。 	

取組方針における施策の方向

(1) 地産地消の促進

〔取組内容〕

- ①生産地から食卓までの距離を縮めることにより、輸送に必要なエネルギーの削減を図るとともに、市内の農業の活性化を通して多くの生きものに貴重な生息生育環境を提供している農地を守るため、「その地域で採れたものをその地域で消費する」地産地消を促進します。
- ②亀山産や県内産の食材を多く使用した亀山市独自の学校給食を提供し、地産地消を推進します。

<p>令和3年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">C</p> <p>あまり進んでいない</p>	<p>〔理由〕</p> <p>学校においては継続的な取り組みがされているものの、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、直売やイベントの出店が出来なかったため。</p>
<p>実施状況</p>	<p>学校給食においては継続的に実施されている。</p>
<p>問題点</p>	<p>学校給食以外の取り組みは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出来なかった。</p>
<p>課題</p>	<p>学校給食においては、かめやまっこ給食を継続できるよう努める。 学校給食以外も新型コロナウイルスの状況を見ながら対象とした取り組みを行う。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>学校における食育にて、市内で生産されている製品を紹介しつつ、地産地消の意義を伝えることで、子どもを通じて一般家庭への地産地消の浸透を図る。 一般の消費者に地産地消の浸透を図り、市内産食材の消費を増加させる。</p>

(2) 地域の自然資源の活用

〔取組内容〕

- ①石水溪、東海自然歩道や亀山7座などの本市の有する豊かな自然資源を活用し、エコツーリズムなど、自然を楽しむことのできる場所の提供や自然と交流できる時間づくりを推進します。
 ②豊かな自然を身近に感じられる周辺地域や、古くからのまちなみとともに暮らすことのできる閑宿などの魅力を活用したシティプロモーション活動を展開するとともに、移住交流を促進します。

<p>令和3年度進捗状況</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">C</p> <p>あまり進んでいない</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の自然資源を活用したサービスの推進ができていないため。 ・また、既にある自然資源を活用したサービスの整理ができておらず、そのため包括的かつ効果的なPRができていないため。
<p>実施状況</p>	<p>鈴鹿川等源流の森林（もり）づくり協議会において、自然と親しむイベントを実施した。 広報かめやま、ケーブルテレビ、市ホームページなどの広報媒体を活用するとともに、移住相談会の機会を通じて、市内外へ自然資源に関する魅力を発信し、移住や交流につながる関係人口の創出に努めた。</p>
<p>問題点</p>	<p>自然に親しむイベントはあるものの、グリーンツーリズムやエコツーリズム等、産業として成り立っている実績が少ない。また、民間の取組も含め、自然資源を活用した産業の整理が図られておらず、市内外の利用者に情報が届いていない。</p>
<p>課題</p>	<p>グリーンツーリズムやエコツーリズム等、自然資源を産業としての利用を促進していく必要がある。 民間の取組も含め、既にある自然資源を利用した魅力あるサービスの整理を図る。 上記の課題に取り組んだ結果、亀山の自然資源を利用した魅力的なサービスの一覧ができるので、これを市内外に向けて周知し利用や移住の促進を図る。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>グリーンツーリズムやエコツーリズムの取組を促進する施策を検討する。 既にある自然資源を利用したサービスを整理しつつ、その情報発信手法を検討する。</p>

「快適」：快適な生活環境の創造

亀山市一般廃棄物処理基本計画 (生活排水処理基本計画)



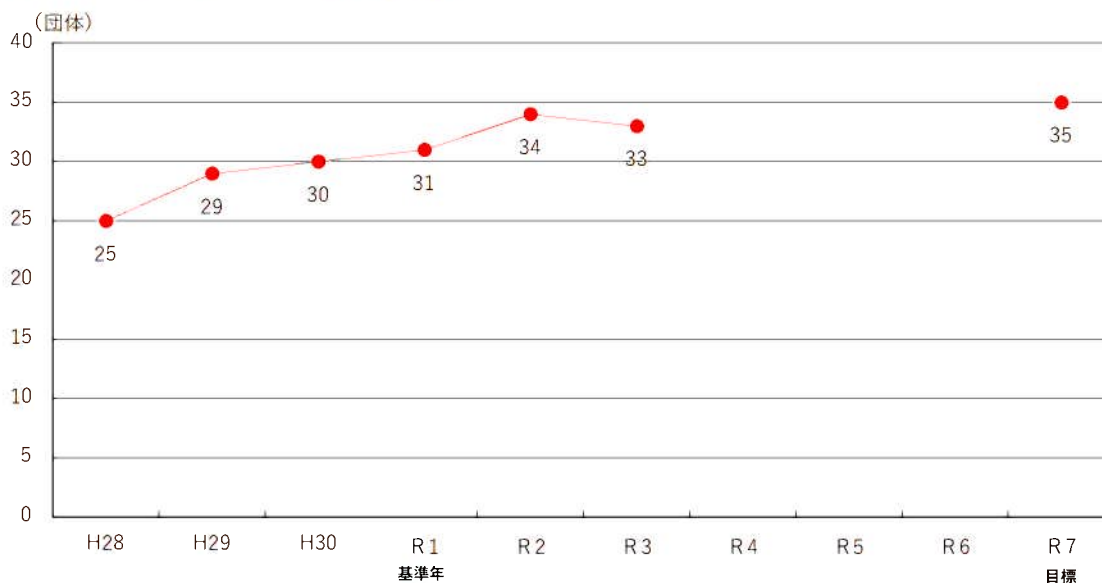
※本章と関連する SDGs のゴールのアイコンを掲載しています。また、特に関係の深いゴールは大きなアイコンで掲載しています。

「快適」 : 快適な生活環境の創造

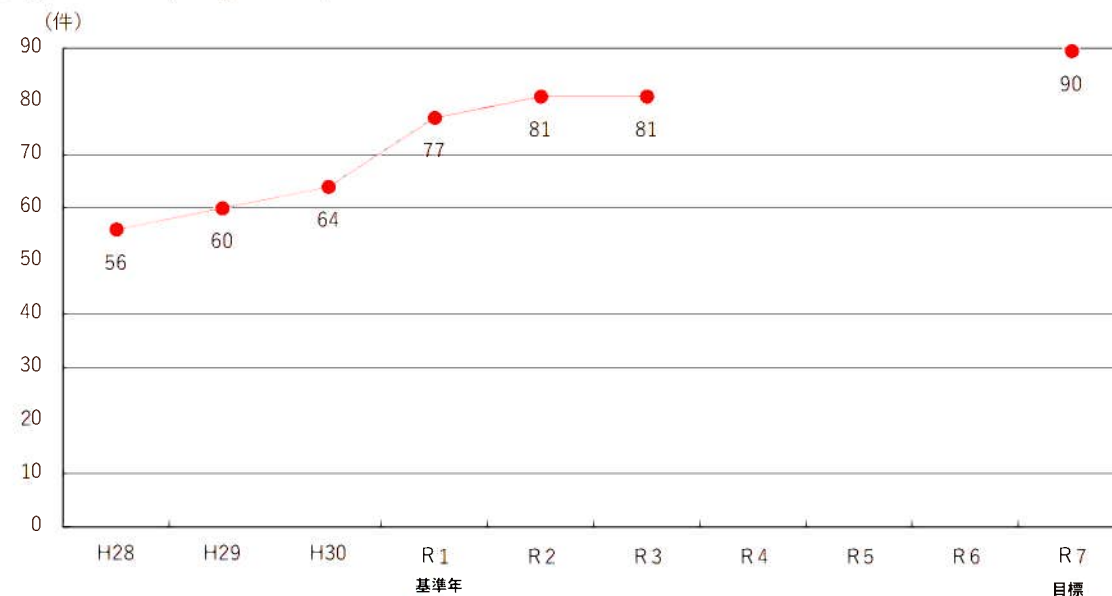


1. 成果指標に関する目標と実績

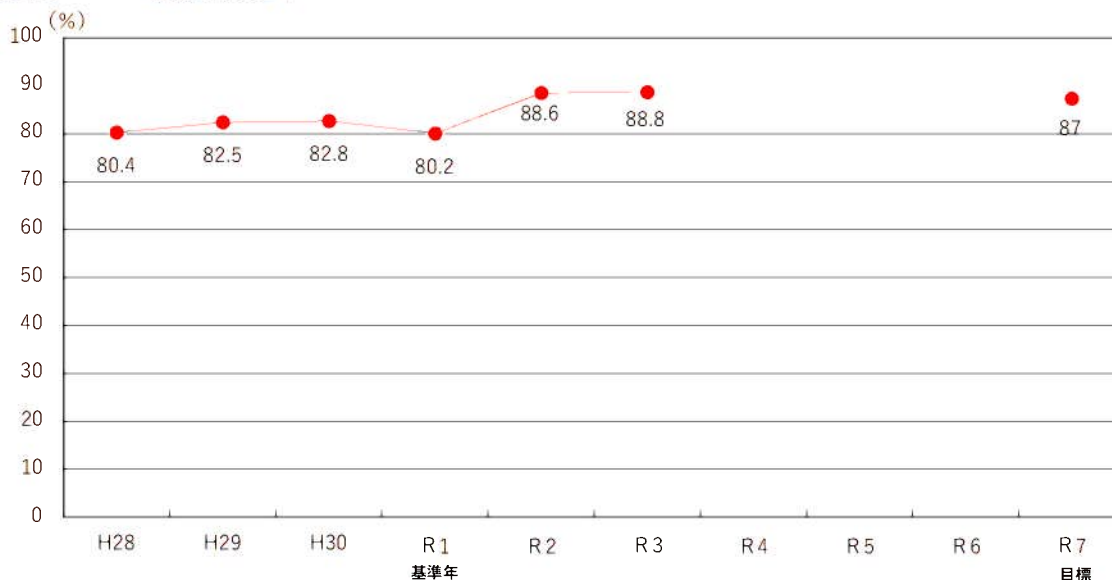
成果指標 環境美化ボランティア登録団体数



成果指標 環境保全協定の締結数



成果指標 生活排水処理率



快適＜取組方針1＞

「美しいまちをつくる」(まちの美観を維持・向上する。)

<p>令和3年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対面での周知・啓発は行えなかったものの、広報かめやまやホームページ等での発信、犬や猫の避妊、去勢手術の実施を促進し、環境美化に関する意識の向上を図ることができた。また、伝統的建造物の修理修景に対する補助金交付を行い、歴史的風致の維持向上を図れたため。 ・ 不法投棄対策を実施しているものの、なくならないため。
<p>〔今後の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動団体、自治会が減少傾向にあるため、呼びかけの工夫や積極的なPRを行う ・ より良い修理修景事業を実施してもらうため、保存団体等との協議を行い、事業の方向性を考える ・ 適切な景観計画に基づく届出をしてもらうため、制度の啓発活動を行う。 	

取組方針における施策の方向

(1) 環境美化に関する周知・啓発活動等の実施

〔取組内容〕

- ① 広報かめやま、ホームページ等に環境美化に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。
- ② 亀山市地区衛生組織連合会と連携し、街頭啓発活動や環境美化活動表彰を通して、環境美化に関する意識の向上を図ります。

<p>令和3年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 亀山市地区衛生組織連合会と連携し、環境美化活動表彰を実施したため。 ・ イベントが開催されなかったことにより周知・啓発、街頭啓発活動が未実施のため。
<p>実施状況</p>	<p>亀山市地区衛生組織連合会と連携し、環境美化活動表彰を行い環境美化に関する意識の向上を図ることができたが、新型コロナウイルス感染防止対策のため対面でのイベントが開催されなかったことから、イベント等での周知・啓発や街頭啓発活動が行えなかった。</p>
<p>問題点</p>	<p>周知・啓発がイベントありきになっているため、イベントが中止になった時に啓発活動が行えない。</p>
<p>課題</p>	<p>イベントに頼らない啓発活動の検討を行う必要がある。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>引き続き情報発信、周知・啓発を行うとともに、亀山市地区衛生組織連合会と連携し、街頭啓発活動や環境美化活動表彰を通して、環境美化に関する意識の向上を図る。</p>

(2) まちの美観の維持・向上への取組の推進

〔取組内容〕

- ① 亀山市地区衛生組織連合会と連携した市内一斉清掃の実施や、自治会による道路ふれあい月間における活動を通して、市内における環境美化の取組を進めます。また、地域環境美化の推進のあり方について検討を行います。
- ② まちの憩いの場である公園・緑地等の維持管理について、市民が身近な公共の場である公園や緑地などの里親となって清掃等のボランティア活動を支援する制度（アダプトプログラム）の拡大を図ります。
- ③ 空き地や空き家の雑草等の管理、空き缶や吸い殻等の放棄の防止やペットのふん害の防止等のための取組を促進します。
- ④ 犬や猫がみだりに繁殖することがないように、犬や猫の避妊手術及び去勢手術の実施を促進します。
- ⑤ 景観計画に基づく届出制度により、歴史や自然などの優れた景観の保全を図ります。また、閑宿内の伝統的建造物の修理修景を促進することによって貴重なまちなみの保存を進めるなど、本市の大きな魅力である固有の歴史的風致の維持向上を図ります。

令和3年度進捗状況	B	〔理由〕	<ul style="list-style-type: none"> ・市内一斉清掃を始めとする環境美化の取り組みの実施したため。 ・犬や猫の避妊、去勢手術の実施の促進を行ったため。 ・伝統的建造物の修理修景の促進を行ったため。 ・高齢化等による参加団体の減少が生じたため。
実施状況			市内一斉清掃や道路ふれあい月間、環境美化ボランティア等を通して、市内における環境美化の取り組みを進め、犬や猫の避妊、去勢手術の実施を促進し、みだりに繁殖することがないように努めた。また、伝統的建造物群への修理修景に対し補助金の交付を交付するとともに、景観計画に基づき届出制度を適切に運用する等、歴史的風致の維持向上を図った。
問題点			参加自治会の固定化や団体の高齢化により、参加が減少している。空き家の適切な管理は所有者の責務であるが、その責務を認識していない所有者が一定数存在するため、依頼しても対応してもらえない場合がある。また景観計画に基づく届出前に工事着工される場合があり、良好な景観形成に支障を及ぼす恐れがある。
課題			新たな参加自治会、団体に呼びかけ、活動団体数の増加を図る必要がある。空き家の所有者には適切な管理をする義務があることを認識してもらう必要がある。また文化財としての価値を維持していくため、伝統的建造物群の保存を図る必要や制度の啓発を行い、正しく諸手続きをしてもらう必要がある。
今後の方向性			呼びかけの工夫や制度のPRを積極的に行い、活動団体数の増加を図る。空き家については粘り強く適切な管理の働きかけを図る。また適切な修理修景事業を実施や景観計画に基づく届出をしてもらうため、制度の啓発活動や保存団体等と協議を行い、歴史や自然などの優れた景観の保全、維持向上を図る。

(3) 不法投棄の防止に関する取組の推進

〔取組内容〕

- ① 広報かめやま、ホームページ等に不法投棄の防止に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。
- ② 不法投棄監視カメラの設置及び監視パトロールの実施により、不法投棄を未然に防止するとともに、亀山市地区衛生組織連合会等と連携し、不法投棄の早期発見・早期回収を図ります。また、回収した投棄物から投棄者の特定に努め、警察と連携し、厳正な対処を行います。

令和3年度進捗状況	B	〔理由〕	<ul style="list-style-type: none"> ・広報かめやま、ホームページ等にて不法投棄の防止に関する情報の掲載、周知・啓発を行ったため。 ・監視カメラの設置や監視パトロール、環境美化パトロールを実施し、不法投棄の未然防止、早期発見・早期回収を図ったものの、不法投棄はなくなっていないため。
実施状況			広報かめやま、ホームページ等にて不法投棄の防止に関する情報を掲載し、周知・啓発を行った。また監視カメラの設置や監視パトロール、環境美化パトロールを実施することで不法投棄の未然防止に努めた。
問題点			不法投棄は依然としてなくなっていない。
課題			より効果的・効率的な不法投棄の防止手法等について検討・実施していく必要がある。
今後の方向性			より効果的・効率的な不法投棄防止の取り組みを検討するとともに、引き続き、情報の掲載、周知・啓発を行い、不法投棄を未然に防止し、早期発見・早期回収を図る。

快適＜取組方針2＞

「環境と経済の調和を図る」(環境に配慮した事業活動を促進する。)

<p>令和3年度進捗状況</p> <p>B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の環境調査を行い、生活環境の保全上問題ないかを確認、状況の公表を行ったため。 ・未締結事業所や新規事業所に対し、環境保全協定の締結の促進を行ったため。 ・環境保全型農業の普及促進が行えなかったため。
<p>〔今後の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き環境調査の実施、を図り、生活環境及び自然環境等の保全の推進の意義について十分な理解及び協力が得られるよう働きかけを行う。 ・危険物施設の維持管理が困難な場合は、危険物を除去するよう指導を行う。 	

取組方針における施策の方向

(1) 環境影響の調査・監視

〔取組内容〕

- ①環境調査を行い、環境基準への適合状況等を把握し、生活環境の保全上問題が無いかを確認するとともに、その状況を公表します。
- ②市内の工場や事業所において環境影響の調査を行い、排出基準との適合状況を確認するとともに、必要に応じて工場等に対する指導等を行います。
- ③市内河川にゴルフ場排水を放流しているゴルフ場については、施設設置時に行った環境影響評価に基づく指針値の遵守状況について定期的に監視を行い、必要に応じて農薬の使用等について指導等を行います。
- ④生活環境の保全に係る公害苦情について原因の追及を行うとともに、必要に応じて原因者に対する指導を行います。
- ⑤農業経営における農薬や肥料等の適正使用について周知・啓発を行うとともに、畜産排水に係る水質調査を行い、必要に応じて指導等を行います。
- ⑥市内危険物施設の立入検査を実施することで、危険物の適正な管理・使用・処理に関する指導を行います。

<p>令和3年度進捗状況</p> <p>B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内事業所等への環境調査を行い、必要に応じて指導等を行った。 ・河川等の環境調査を行い、生活環境の保全上問題がないか確認した。 ・一方で、営業休止中の危険物施設を所有する事業所で発生した漏洩事故への対応が遅れたため。
<p>実施状況</p>	<p>市内の事業所等へ環境調査を行い、必要に応じて指導等を行った。また河川を始めとする環境調査を行い、生活環境の保全上問題がないか確認した。農業関連においては、畜産団地排水の水質調査及び指導を行った。消防関連においては、危険物施設の立入検査を実施し、維持管理が不適正な事業所への指導を行った。</p>
<p>問題点</p>	<p>営業休止中の事業所は無人であることが多く、事故対応が遅れてしまう。</p>
<p>課題</p>	<p>危険物施設の所有者に対し、営業休止時の漏洩対策の強化等について指導を行う必要がある。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>引き続き環境調査を行い、生活環境の保全上問題がないか確認し、状況を公表する。営業休止等で危険物施設の維持管理が困難な場合は、危険物施設の廃止又はタンクから危険物の抜き取り等を行った上で休止届を提出するよう指導を徹底するとともに、立入検査時において危険物施設関係者に当該事項を周知する。</p>

(2) 環境への負荷の低減

〔取組内容〕

- ①法令等に基づく規制基準等の周知及びその遵守に関する指導を行うとともに、環境保全協定の締結を推進します。なお、一定量以上の排水を鈴鹿川水域に放流する事業者については、鈴鹿川浄化対策促進協議会の水質基準により、環境保全協定を締結するよう要請します。
- ②公共工事に伴い発生する残土をはじめ、市域内外から搬入される建設残土については、「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」に基づき、三重県と連携し、土砂等の埋立て等の適正化を図ることにより、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の未然防止及び生活環境の保全に努めるとともに、適正に再利用が図られるよう監視します。
- ③農業生産において、化学肥料、農薬の使用等による環境への負荷の軽減に配慮した環境への負荷の少ない環境保全型農業の普及促進を図ります。

<p>令和3年度進捗状況</p> <p style="text-align: center;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未締結事業所や新規事業所に対し環境保全協定の締結の促進を行ったものの、環境保全型農業の普及促進が行えなかったため。
<p>実施状況</p>	<p>未締結事業所や新規事業所に対し環境保全協定の締結を推進を行った。</p>
<p>問題点</p>	<p>鈴鹿川浄化対策促進協議会の排水基準が厳しいため、費用コスト等で締結に至らない場合があった。</p>
<p>課題</p>	<p>生活環境及び自然環境等の保全の推進について、一層の理解を得ていく必要がある。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>生活環境及び自然環境等の保全の推進の意義について十分な理解及び協力が得られるよう働きかけを行う。</p>

快適<取組方針3>

「きれいな水を守る」(生活排水処理対策を推進する。)

<p>令和3年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">A</p> <p>順調に進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の適正使用及び管理の周知・啓発、公共下水道事業区域の拡張、農業集落排水施設の機能強化対策工事実施及びし尿処理施設について協議を行い、在り方について検討したため。 ・一方、新型コロナウイルス感染防止対策により啓発活動及び説明会実施の制限、資材入手遅延に伴い工事進捗に影響が生じていること及びし尿処理施設における運営管理において、設備等劣化状況に矛盾が生じているため。
<p>〔今後の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活排水対策に関する啓発活動の継続を行う。 ・公共下水道事業及び農業集落排水事業の普及推進に伴う財源確保、維持管理の実施を行う。 ・し尿処理施設においては、平成23年度に策定された長寿命化計画の改訂を令和5年度に実施する方針である。 	

取組方針における施策の方向

(1) 生活排水処理への意識の向上

〔取組内容〕

- ① 広報かめやま、ホームページ等に生活排水処理対策や水質保全に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。
- ② 個人管理の合併処理浄化槽の一部では、本市のみならず県下でもその管理（保守点検、清掃、法定点検）が適正に行われていない状況です。そのことから、その適正管理に関する周知啓発に三重県と連携して取り組みます。

<p>令和3年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の適正使用・管理の周知・啓発を行ったため ・イベント等での啓発活動が行えなかったため
<p>実施状況</p>	<p>広報かめやまやホームページ等で浄化槽の適正使用・管理の周知・啓発を行ったが、新型コロナウイルス感染症の流行によりイベント等での啓発活動が行えなかった。</p>
<p>問題点</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の流行により、イベント等での啓発活動を行うことが困難である。</p>
<p>課題</p>	<p>イベント等での啓発活動に代わるものを考える必要がある。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>引き続き広報かめやまやホームページ等で浄化槽の適正使用・管理の周知・啓発を継続して行い、イベント等での啓発活動に代わるものを検討する。</p>

(2) 生活排水処理対策の推進

〔取組内容〕

- ①生活排水を適正に処理することにより、快適な生活環境と健全な水環境を維持するため、生活排水処理アクションプログラム及び流域関連亀山市公共下水道事業計画に基づき、公共下水道未普及地域における生活排水処理施設の効率的な整備を推進するとともに、供用済区域での接続率の向上を促進します。また、適切な施設の維持管理を図ります。
- ②農業集落排水施設については、供用済区域での接続率の向上を促進するとともに、老朽化した農業集落排水施設は、亀山市農業集落排水施設最適整備構想に基づいた公共下水道への接続や統廃合及び、農業集落排水事業（機能強化対策）による再編等により、機能強化対策事業計画に基づいた適正な施設の維持管理を図ります。
- ③公共下水道処理計画区域及び農業集落排水事業区域以外の区域については、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- ④雨水排水機能の向上のため、計画的な排水路の整備を行うとともに、既設排水路の適切な維持管理を図ります。
- ⑤し尿処理施設については、引き続き長寿命化計画に基づく大規模整備工事を実施するとともに、施設の適切な維持管理を行うことにより、適正かつ安定した浄化槽汚泥及びし尿の処理と効率的な操業に取り組みます。

<p>令和3年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">A</p> <p>順調に進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道事業区域の拡張を図ったため。 ・農業集落排水施設の機能強化対策工事を行い、経済的・効率的に行えるように努めたため。 ・下水道部局関連における説明会の実施及び工事資材の確保が新型コロナウイルス感染防止対策により制限されているため。 ・し尿処理施設における運営管理において、設備等劣化状況と長寿命化計画に矛盾が生じているため。
<p>実施状況</p>	<p>広報かめやまで情報を発信するとともに、流域関連亀山市公共下水道事業計画を変更し、事業区域の拡張及び下水道未普及地域において管渠整備を実施することにより、公共下水道整備の進捗を図った。また農業集落排水施設の施設の機能強化対策工事を行い、経済的・効果的に行えるよう努めた。し尿処理施設については、長寿命化計画に基づき、延命工事を実施した。</p>
<p>問題点</p>	<p>公共下水道及び農業集落排水に対する説明会の実施が、新型コロナウイルス感染防止対策により制限されている。また、前述の理由で農業集落排水機能強化工事に伴う資材入手が遅れている。雨水排水対策における水路の修繕については、年間における処理件数が限られる。し尿処理施設における運営管理については、策定後長期間が経過していることにより、設備等劣化状況と長寿命化計画に矛盾が生じている。</p>
<p>課題</p>	<p>公共下水道普及率向上のため、今後の未普及地域においては、計画的に公共下水道整備を推進するための財源確保が必要である。また、農業集落排水施設の適切な維持管理を持続的に実施できるよう機能強化対策事業計画に基づき事業を推進するとともに、資材などの市場性の把握を行い、余裕のある計画とする必要がある。し尿処理施設においての効率的な整備を進めるには、長寿命計画を見直す必要がある。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>制度改正等の情報を収集し、財源確保に努め、公共下水道普及率の向上に向けて、公共下水道事業の推進に努める。また農業集落排水施設の機能強化対策事業計画に基づき事業を推進し、更新工事を実施する。し尿処理施設においては、令和5年度に長寿命化計画の改訂を行う。</p>

(3) し尿処理施設の整備等に関する検討

〔取組内容〕

- ①2031（令和13）年度に、現やし尿処理施設の稼働計画最終年度を迎えることから、次期し尿処理施設のあり方については、近隣自治体との施設の集約化と広域処理も含めた検討を進め、その方針等を示した「し尿処理施設整備基本構想」の策定に取り組みます。

<p>令和3年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">A</p> <p>順調に進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議を行い現状の把握を行ったため
<p>実施状況</p>	<p>現やし尿処理施設を設計・施工した業者と、施設の最終年度等について協議した。</p>
<p>問題点</p>	<p>無し</p>
<p>課題</p>	<p>無し</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>業者と協議の結果、大規模整備事業を適切に実施すれば施設を令和23年度まで稼働させることが可能との回答を得た。令和5年度に長寿命化計画を改訂し、詳細なスケジュール等を検討する。</p>

「循環」：循環型社会の構築

亀山市一般廃棄物処理基本計画

(ごみ処理基本計画)



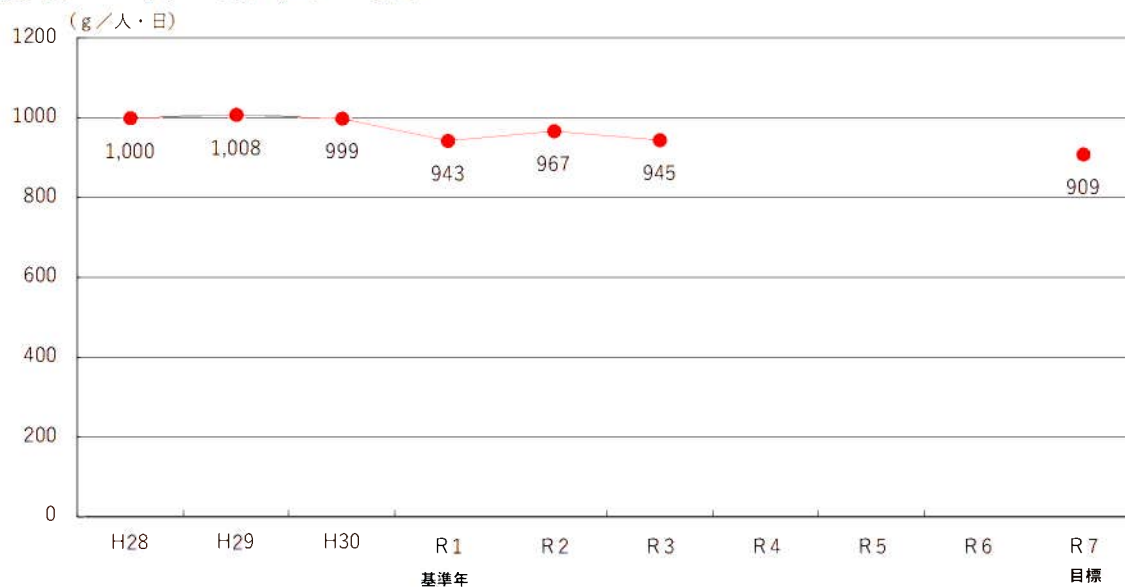
※本章と関連するSDGsのゴールのアイコンを掲載しています。また、特に関係の深いゴールは大きなアイコンで掲載しています。

「循環」 : 循環型社会の構築

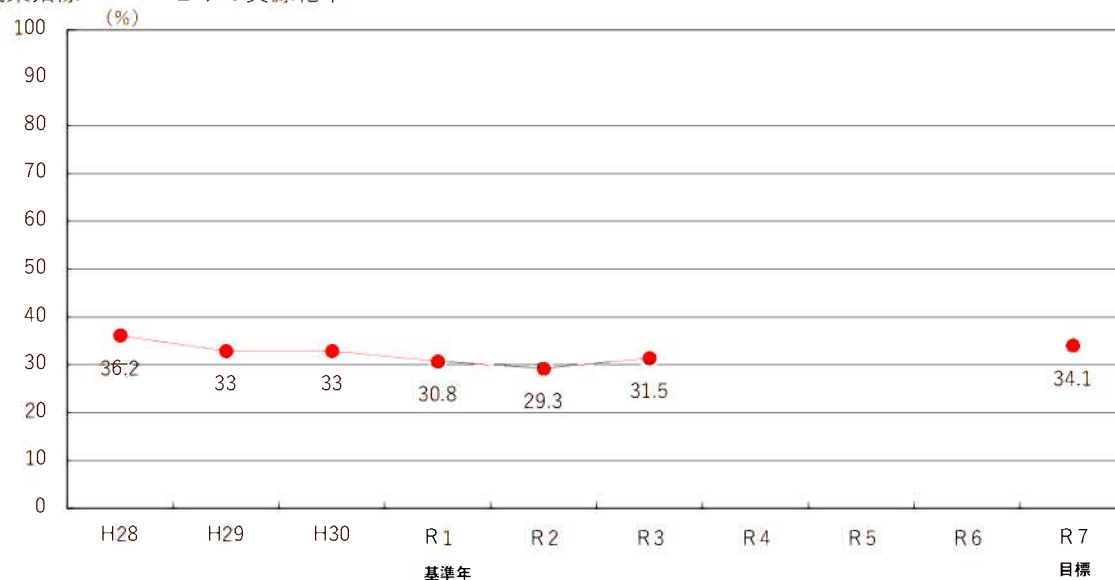


1. 成果指標に関する目標と実績

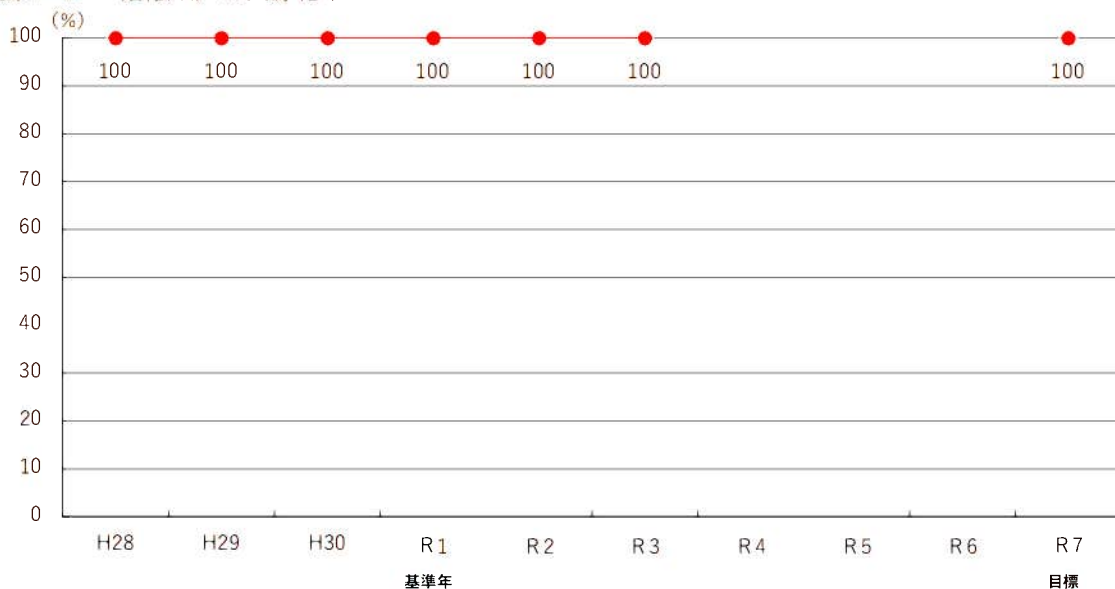
成果指標 1人1日あたりのごみ排出量



成果指標 ごみの資源化率



成果指標 溶融飛灰の資源化率



循環＜取組方針1＞

「抑制する」(ごみの発生・排出を抑制する。)

<p>令和3年度進捗状況</p> <p>B</p> <p>まずはまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2次亀山市環境基本計画のプロジェクトとして位置付けた食品ロス削減のため、啓発活動及び補助金交付を行ったものの、店頭回収の情報発信が進まなかったため。
<p>〔今後の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 生ごみ消滅容器キエーロなど、市民が関心を持つような新たな情報や話題が提供できるよう工夫する。 第2次亀山市環境基本計画のプロジェクトとして食品ロス削減のための仕組みづくりを位置づけている。令和4年度にモデル的に実施するタベスケから得られた課題等を整理し、本市にとって効率的な食品ロス削減の仕組みづくりを構築する。 	

取組方針における施策の方向

(1) ごみの排出抑制に関する周知・啓発活動等の実施

〔取組内容〕

- ① 広報かめやま、ホームページ等にごみの使い捨て商品の利用自粛や生ごみの水切りなど排出抑制に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。
- ② 食を通して、食品ロスの削減に関する啓発を図るため、亀山市食生活改善推進協議会その他関連団体と連携した取組を進めます。

<p>令和3年度進捗状況</p> <p>B</p> <p>まずはまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <p>当初計画した周知・啓発内容に加え、生ごみ消滅容器キエーロなど新たなごみの排出抑制についても周知・啓発をすることができたため。新型コロナウイルス感染防止対策のため実現できなかったファミリークッキングにの代わりに、食品ロス対策に絡むレシピを配布したため。</p>
<p>実施状況</p>	<p>広報かめやま、ホームページ及びケーブルテレビで、ごみの使い捨て商品の利用自粛や生ごみの水切りなど排出抑制に関する情報を掲載した。また、ファミリークッキングは新型コロナウイルス感染防止対策のため中止となったことから、申込者に対し食生活改善推進協議会の考案したレシピの配布を行った。</p>
<p>問題点</p>	<p>周知・啓発を行ったものの、内容がマンネリ化しつつある。新型コロナウイルス感染防止対策のため、調理実習等の活動が制限されてしまった。</p>
<p>課題</p>	<p>周知・啓発における内容を、今以上に充実させる必要がある。調理実習等をメインとした場合、新型コロナウイルス感染防止対策により中止せざるをえないことから、他の方法の啓発活動が必要となる。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>生ごみ消滅容器キエーロなど、市民が関心を持つような新たな情報や話題が提供できるよう工夫する。また、現在の情勢から、実習以外に講和形式にて啓発活動を行っていく必要がある。</p>

(2) ごみの排出抑制に関する取組の推進

〔取組内容〕

- ①ごみダイエットサポーターと協働して、市民目線でのごみ減量に関するアイデア提案や意見交換の機会を創出しごみの減量等に向けた検討を行います。
- ②食品ロスについて、市民生活に密接に関わる販売・消費に焦点を当てて、市民・事業者・行政の連携・協力体制を構築し必要な支援を行うことで食品ロス削減の仕組みづくりを検討します。また、使いやすく効率的な仕組みとなるよう、ICTの積極的な活用も検討します。
- ③食品ロスの約半分が家庭から廃棄されていることから、家庭における食品ロスの発生状況に関する調査結果を踏まえた効果的な対策を検討・実施します。
- ④衣類や靴の再使用を促進するため、衣類等の店頭回収を行っている小売店に関する情報発信と啓発に努めます。
- ⑤ペットボトル、紙コップや割りばし等の使い捨て製品の利用を減らすため、マイボトルやマイ箸の利用を促進します。
- ⑥廃プラスチックごみの削減等のため、容器を繰り返し使用できる詰め替え商品を積極的に購入し利用するよう、周知啓発に努めます。
- ⑦生ごみ処理容器の有効性をPRすることにより、市民、事業者における生ごみ処理容器の積極的な利用を促します。また、家庭から出る生ごみの堆肥化を促進するため、生ごみ処理容器の購入を支援し、生ごみの堆肥化を促進します。なお、学校などの公共施設においては、生ごみ処理機を設置して堆肥化を推進します。

<p>令和3年度進捗状況</p> <p style="text-align: center;">B</p> <p>まずは進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <p>食品ロス削減のための仕組みづくりに着手し取り組むことができたものの、衣類等再使用について、情報発信及び収集が徹底しているとは言い難いため。</p>
<p>実施状況</p>	<p>市議会教育民生委員会でごみ減量化をテーマにした意見交換（1回）、ごみダイエットサポーター会議（1回）、マイタウンかめやまでごみ減量の取組について放送（1回）、里山公園周辺のごみ拾い（1回）を実施した。</p> <p>県がモデル的に実施する「食品ロス削減マッチングサービス タベスケ」（食品関連事業者と市民をマッチングさせ食品ロスの削減を図る取組）に応募し、食品ロス削減の仕組みづくりに向けた準備を進めた。</p> <p>各戸配布しているごみ収集カレンダーで、小売店等の店頭設置している回収ボックスの活用を啓発した。</p> <p>生ごみ処理容器購入者に対し、購入費補助金を交付した。</p>
<p>問題点</p>	<p>「タベスケ」は、協力店舗数及びユーザー登録者の確保が進んでいない。</p> <p>衣類等再使用の啓発については、浸透しているとは言い難い。</p> <p>生ごみ処理容器購入補助金申請については増加しておらず横ばい状態である。</p>
<p>課題</p>	<p>「タベスケ」は、協力店舗及びユーザー登録者の双方にとって、魅力がある仕組みづくりにする必要がある。</p> <p>衣類等再使用については、小売店回収ボックス設置状況を把握する必要がある。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>令和4年度にモデル的に実施するタベスケから得られた課題等を整理し、本市にとって効率的な食品ロス削減の仕組みづくりを構築する。</p> <p>衣類等再使用については、該当物における現在の収集方法を見直す。</p> <p>生ごみ処理容器購入補助金申請においては、支援を強化する。</p>

循環<取組方針2>

「再使用する」(使えるものは繰り返し使う。)

<p>令和3年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">C</p> <p>あまり進んでいない</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入において市民及び関係部署に対し、推進ができなかったため。 ・民間事業者が実施するリサイクルについて、積極的に普及促進を図らなかったため。
<p>〔今後の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入の普及促進においては、先進自治体の手法を参考にすることにより、担当の財務課と共同で取り組んでいく。 ・民間事業者が実施するリサイクルについては、協働で取り組める手法を収集し、可能か否かを検討する。 ・公共工事のリサイクル資材等の利用促進は現状の取組を継続し、建設副産物の再利用化については工事検査等で三重県建設副産物処理基準の履行を確認していく。 	

取組方針における施策の方向

(1) ごみの再使用に関する周知・啓発活動等の実施

〔取組内容〕

- ①広報かめやま、ホームページ等にごみの再使用に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。
- ②グリーン購入に関する周知・啓発を行うとともに、製品に関する情報提供を行い、グリーン購入の普及促進を図ります。
- ③家庭用使用済インクカートリッジの再使用を促進するため、メーカーが設置する回収ボックスの利用に関する情報発信と啓発に努めます。
- ④使用済の小型充電式電池（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池、小型シール鉛蓄電池）の廃棄について、小売店や行政が設置する回収ボックスの積極的な利用促進を図ります。
- ⑤家庭で使わなくなった家財について、リサイクルショップ等の利用促進や、地域の情報サイトやアプリの活用等を図り、不用品の排出抑制に繋がります。

<p>令和3年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">C</p> <p>あまり進んでいない</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入の普及促進及び民間事業者が実施するリサイクルについて、積極的に普及促進を図ることができなかったため。
<p>実施状況</p>	<p>広報かめやま、市ホームページ、ケーブルテレビで、ごみの再生利用に関する情報を掲載した。</p> <p>市民に対しごみ収集カレンダーで、小売店等の店頭を設置している回収ボックスの活用を啓発した。</p> <p>グリーン購入の普及推進については、実施できなかった。</p>
<p>問題点</p>	<p>周知・啓発等を実施したものの、内容がマンネリ化しつつある。</p> <p>グリーン購入においては、具体的な普及推進に踏み込めていない。</p> <p>民間事業者が実施するリサイクルについて情報を持ち合わせていない。</p>
<p>課題</p>	<p>周知・啓発等において、市民の関心を引くような内容の検討が必要である。</p> <p>グリーン購入において、市民に対する効果的に周知啓発する手法においての知見が不足している。</p> <p>民間事業者が実施するリサイクルについての情報収集が必要である。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>他市の事例を参考にし、効果的な周知・啓発方法を検討する。</p> <p>グリーン購入において、他市において効果的に周知啓発を行っている手法について研究し、周知啓発活動の機会を設ける。</p> <p>リサイクルにおいて、民間及び自治体が協働で取り組む手法（情報サイト・モニター等の利用）について情報収集し、本市で導入可能か検討する。</p>

(2) 公共部門における再使用の推進

〔取組内容〕

- ①公共工事における再使用を推進するため、公共工事におけるリサイクル資材等の利用を推進します。
- ②家庭で不要となった日用品を行政が回収し、イベント等においてリユースマーケットを実施し、再使用の推進を図ります。
- ③「亀山市グリーン購入方針」に基づき、本市で購入する物品等について、グリーン購入を推進します。

<p>令和3年度進捗状況</p> <p style="text-align: center;">C</p> <p>あまり進んでいない</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事におけるリサイクル資材等の利用は実施できたものの、例年、街道まつりにおいて開催してきた「不用品リユースマーケット」をコロナ化により実施できなかったこと及びグリーン購入を推進できなかったため。
<p>実施状況</p>	<p>例年、街道まつりにおいて「不用品リユースマーケット」を開催してきたが、新型コロナウイルス感染防止対策により実施できなかった。 公共工事におけるリサイクル資材等の利用は適切に実施された。 グリーン購入については、推進できなかった。</p>
<p>問題点</p>	<p>グリーン購入において、具体的な普及推進に踏み込めていない。 公共工事のリサイクル建設資材等の利用は、発注者及び受注者とも意識も高まっているが引き続き促進に努めていく必要があり、建設副産物の再利用化について最新情報を収集し情報共有していく必要がある。</p>
<p>課題</p>	<p>担当である財務課が、グリーン購入の推進を積極的に行う必要がある。 公共工事のリサイクル建設資材等については、資源が繰り返し利用されるよう適切な廃棄物処理を行い、リサイクル製品の積極的な利用を推進していくことで環境負荷の軽減を図り循環型社会の構築を行っていく。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>「不用品リユースマーケット」は、今後の情勢を見据えて開催することとなる。 グリーン購入は、財務課と単価契約の品目に追加するなどを踏まえて取り組む。 公共工事のリサイクル資材等の利用促進は現状の取組を継続し、建設副産物の再利用化については工事検査等で三重県建設副産物処理基準の履行を確認していく。</p>

循環＜取組方針3＞

「再生利用する」(資源として有効利用する。)

<p>令和3年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報かめやま、市ホームページ及びケーブルテレビで、ごみの再生利用に関する情報を掲載できているため。 ・ 一方で、重点的に取り組んだ雑がみの分別回収は、実施開始時点に比べて分別が疎かになってきていること、リサイクル活動支援制度の転換の検討が実施されていないこと及びコンポストが十分活用されていないため。
<p>〔今後の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの再生利用に関する周知・啓発活動等については、近隣自治体の例を参考に効率的な手法を検討する。 ・ 雑がみの資源化については、雑がみの分別収集が定着するまでは、積極的に自治会等への出前トークやチラシによる周知啓発に努める。 ・ イベントや環境センター窓口等でコンポストのサンプルを配布する等し、コンポストの新たな活用先を探す。 	

取組方針における施策の方向

(1) ごみの再生利用に関する周知・啓発活動等の実施

〔取組内容〕

① 広報かめやま、ホームページ等にごみの再生利用に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。

<p>令和3年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当初計画通り、広報かめやま、市ホームページ、ケーブルテレビで、ごみの再生利用に関する情報を掲載できているため
<p>実施状況</p>	<p>広報かめやま、市ホームページ、ケーブルテレビで、ごみの再生利用に関する情報を掲載した。</p>
<p>問題点</p>	<p>当初計画通りの周知・啓発はできたが内容がマンネリ化しつつあり、以前に比べて周知・開発回数が減少している。</p>
<p>課題</p>	<p>市民の関心を引くような内容や、周知・啓発方法を検討する必要がある。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>他市（先進地）の事例を参考にし、効果的な周知・啓発方法を検討する。</p>

(2) ごみの再生利用の拡大

〔取組内容〕

- ①山元還元方式による溶融飛灰の全量再資源化を継続します。
- ②2021(令和3)年4月から分別収集を本格実施している雑がみについては、一般ごみから資源ごみへの排出転換をより一層促進し、資源化量の拡大に努めます。
- ③資源物の集団回収活動については、現行制度を見直し、地域で生じた資源物を市民団体が直接民間再生資源業者に引き渡すリサイクル活動を支援する制度への転換を検討します。
- ④2019(平成31)年4月に民間事業者に運営移譲した亀山市刈り草コンポスト化センターは、他市町で発生した刈り草を広域処理するなどスケールメリットを活かした運営により堆肥化量の拡大が可能となりました。今後も公共事業等で積極的に活用されるよう周知を図り、刈り草の堆肥化処理及び活用を促進します。
- ⑤政府が検討中の新法案「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の動向を注視し、家庭や事業所から排出されるプラスチックごみの減量と循環の促進を図ります。
- ⑥羽毛布団や使用済み小型電子機器、小型充電式電池などのピックアップ回収または拠点回収しているごみの効果的な回収方法を検討し、資源化量の拡大に取り組みます。

<p>令和3年度進捗状況</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">B</p> <p>まずは進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に重点的に取り組んだ雑がみの分別回収は、本格実施後も市民の混乱などなく円滑に進めること及び資源化量を増やすことができたものの、リサイクル活動支援制度の転換の検討が実施されていないこと及びコンポストが十分活用されていないため。
<p>実施状況</p>	<p>溶融飛灰に含まれる貴重な金属資源を再資源化することで、最終処分量・ゼロを維持することができた。</p> <p>雑がみの分別収集を試行的に開始した。</p> <p>再資源化事業においては、制度の転換によって市民団体の活動意欲が失われないよう、衣類等の新たな対象品目の追加を検討した。</p> <p>刈り草は堆肥化し、公共施設や民間事業所で活用し、市民には無料配布した。</p> <p>プラスチックに係る資源循環については、国等が実施する研修会に参加し情報収集に努めた。</p> <p>羽毛布団、使用済み小型電子機器は、ピックアップ回収や市内拠点回収を実施した。</p>
<p>問題点</p>	<p>一般廃棄物に占める紙類の割合は、令和2年10月の雑がみ分別収集開始後に低下したが、その後は分別収集開始前と同様に4割程度まで増えてしまった。</p> <p>再資源化事業及びリサイクル活動支援制度の転換においては、現在対象としている品目の中には廃掃法に照らし合わせると除外すべきものが含まれている。</p> <p>コンポストの活用先が増えず、配布量が伸び悩んでおり充分活用されているとはいえない。</p>
<p>課題</p>	<p>雑がみの資源化においては市民の分別意識の高まりが一時的であったことを示していると考えられ、今後も継続して周知啓発に努める必要がある。</p> <p>再資源化事業及びリサイクル活動支援制度の転換において、対象品目を除外するにあたっては、市民団体の活動意欲が失われないようそれに代わる新たな品目を追加する必要がある。</p> <p>刈り草コンポスト化の推進においては、新たな活用先を探す必要がある。</p> <p>プラスチックごみの減量と循環の促進において、国の動向の変化が著しいことから、近隣自治体の動向等に注視し充分検討する必要がある。</p> <p>資源化量の拡大については、市民にとって負担が少ないうえ、資源化量が拡大するような効果的な分別方法を検討する必要がある。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>山元還元方式による溶融飛灰の全量再資源化については、主要事業に位置付けられており、今後も継続実施する。</p> <p>雑がみの資源化については、雑がみの分別収集が定着するまでは、積極的に自治会等への出前トークやチラシによる周知啓発に努める。</p> <p>再資源化事業及びリサイクル活動支援制度の転換においては、市民団体が直接民間再生資源業者に引き渡すリサイクル活動を支援する制度への転換を検討する。</p> <p>イベントや環境センター窓口等でコンポストのサンプルを配布する等し、コンポストの新たな活用先を探す。</p> <p>プラスチックごみの減量と循環の促進においては、近隣市自治体の動向等に注視し情報収集する。</p>

循環＜取組方針4＞

「適正に処理する」(適正に収集及び処理し、資源として有効利用する。)

<p>令和3年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの安全・安心で安定的な収集・運搬の実施、種別に応じた適正処理の推進、ごみ処理施設の整備等に関する検討はまずまず進んだが、ごみ処理に関する情報の公開があまり進まなかったため。
<p>〔今後の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期廃棄物処理施設のあり方は、近隣自治体と本市の廃棄物担当部署間の協議に留まっているため、両市の政策担当部署間の協議にまで展開し幅広く議論する。 ・また、ごみ溶融処理施設適正管理においては、長寿命化計画を見直すことで、設備・機器の実情に応じた効率的な整備が可能となり、施設の適正管理と安全安心で効率的なごみ処理が可能となる。 	

取組方針における施策の方向

(1) ごみの安全・安心で安定的な収集・運搬の実施

〔取組内容〕

- ①市が実施する家庭系ごみの収集・運搬について、安全かつ効率的な体制を継続して実施します。
- ②生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、自治会等が設置する塵芥集積施設の整備等を支援します。
- ③自治会等が管理する野積みごみ集積所については、管理者に集積施設の整備の働きかけを行うとともに、必要に応じて整備場所の提案等の支援を行うなど、その解消に向け取り組みます。
- ④不適正排出をなくすため、搬入される事業系ごみの確認を行い、事業所に対する適正排出指導を徹底します。
- ⑤塵芥集積施設からの資源物の持ち去り行為を抑制するため、引き続き監視パトロールを実施するとともに、「亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、厳正に対処します。

<p>令和3年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会が実施する集積施設改修への補助金交付、集積施設のデータベース化、資源物持ち去りパトロールは計画的に実施することができた。 ・一方で、集積施設のデータベースは、収集業者と紙媒体でしか共有できておらず、あまり効率的であるとはいえないため。
<p>実施状況</p>	<p>ごみ収集の効率的な体制においては、収集運搬許可4業者に委託し収集した。7自治会が実施した集積施設の改修に対し補助金を交付した。廃棄物収集事業において、集積施設のデータベースの作成に着手し、実態把握に努めた。総合環境センターに事業所から持ち込まれる廃棄物の搬入検査を実施し、不適正なものについて指導を行った。資源物持ち去り対策について、可燃系ごみの収集日に監視パトロールや張り込みを実施した。</p>
<p>問題点</p>	<p>データベース作成に着手したが、紙ベースでしか情報共有できていない。廃棄物収集事業においては、市側から情報発信しなければ野積み集積所は解消しない。廃棄物指導事業において、搬入検査実施直後は事業系ごみの搬入量そのものが減るなど効果が見られるものの、不適正排出に関して事業者の意識が薄いと言える。資源物持ち去り対策について、監視パトロールや張り込みにより持ち去り行為を発見することは困難で、効果的な抑止には繋がっていない。</p>

課題	<p>集積施設のデータベースはホームページ上で公開し、幅広く公開する必要がある。市内には90カ所弱の野積み集積所があり、設置スペースがあるものは解消する必要がある。</p> <p>用地等の問題から、野積み集積所をすべて解消することは困難である。不適正排出に関して事業者の意識向上を図る必要がある。</p> <p>資源物持ち去り対策については、可燃系ごみの収集日に監視パトロールを実施してきたが、最近では金属類の高騰により破碎粗大ごみや不燃系資源ごみの収集日にも資源物の持ち去り行為が発生している。</p>
今後の方向性	<p>すでに集積施設のデータベース化に着手しており、R4年度に予算化した。</p> <p>野積み集積所を有する自治会に対し案内文を送付する等の働きかけを行い、折り畳み可能な集積施設の案内を送付する等により、その解消に取り組む。</p> <p>引き続き不定期に搬入検査を実施し、指導対象となった事業所には改善報告書を提出させるなど厳正に対処する。</p> <p>資源物持ち去り対策については、可燃系ごみのみならず、破碎粗大ごみや不燃系資源ごみの収集日にも監視パトロールを実施する。現在のところ1班体制（2名）で実施しているが、状況に応じて2班体制で張り込みを実施する。</p>

(2) ごみの種別に応じた適正処理の推進

〔取組内容〕

- ①一般ごみ等の溶融処理、粗大ごみ破碎処理、ペットボトルの圧縮梱包処理等、ごみの種別に応じて、適切な中間処理を行います。
- ②一般ごみ等の溶融処理で発生した溶融飛灰の山元還元方式による全量再資源化を継続し、環境への負荷の少ない最終処分量ゼロのごみ処理を引き続き推進します。
- ③災害廃棄物については、生活環境の保全及び公衆衛生の確保の観点から適切かつ迅速な処理に努めます。
- ④大規模災害時は、災害廃棄物処理による大量の溶融飛灰の発生が予測されます。しかし、亀山市総合環境センター最終処分場には、大規模災害時に溶融飛灰の一時的な保管が必要になった場合の十分な空き容量は残されていません。このことから大規模災害時に備え、溶融飛灰発生量3年分程度の空き容量の確保を目的に、亀山市総合環境センター最終処分場で保管しているセメント固化した溶融飛灰の処理を進めます。
- ⑤亀山市八輪衛生公苑最終処分場については、これまでの掘起し量を整理するとともに、必要に応じて埋立残量調査を実施し、今後の処理作業の方向性を検討します。
- ⑥ごみ溶融処理施設については、引き続き長寿命化計画に基づく大規模整備工事を実施するとともに、施設の適切な維持管理を行うことにより、適正かつ安定したごみの処理と効率的な操業に取り組みます。

<p>令和3年度進捗状況</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの種別に応じた中間処理、飛灰再資源化事業、最終処分場の空き容量確保、ごみ溶融処理施設適正管理に取り組んだため。 ・しかし、八輪衛生公苑最終処分場の埋立残量調査が未実施であったり、ごみ溶融処理施設の長寿命化計画が策定から10年以上経過し、効率的な操業のためには見直しが必要となってきたため。
<p>実施状況</p>	<p>ごみの種別に応じた中間処理においては、設備を使い分けることで適切な中間処理を実施することができた。</p> <p>飛灰再資源化事業においては、最終処分量・ゼロを維持することができた。</p> <p>災害廃棄物の適切・迅速処理においては、環境省中部地方環境事務所が主催する大規模災害時災害廃棄物対策に関する中部ブロック情報伝達訓練に参加し、関係機関における連携体制の強化、情報伝達方法の確認を行った。</p> <p>最終処分場の空き容量確保においては、亀山市総合環境センター最終処分場で保管している固化飛灰を搬出し、埋立処理した。</p> <p>ごみ溶融処理施設適正管理においては、平成12年度に稼働した市総合環境センターごみ溶融処理施設について、「亀山市総合環境センター溶融施設長寿命化計画書（平成22年度策定）」に基づき、耐用年数を迎える主要な設備・機器の整備を計画的に行い、令和11年度まで稼働できるよう施設の延命化を目的とした大規模整備工事を実施したことにより、老朽化し耐用年数を迎えた主要な設備・機器を整備することができ、施設の適正管理と安心安全で効率的なごみ処理が可能となった。</p> <p>八輪衛生公苑最終処分場の埋立残量調査の実施及び処理作業の方向性検討については、旧最終処分場に埋め立てられているごみを掘り起こし、土砂等を篩い分けして溶融処理を行い、最終処分場の再生を図った。</p>
<p>問題点</p>	<p>ごみの種別に応じた中間処理においては、全国的にリチウムイオン電池など小型充電式電池が原因となった処理施設での火災が多発しており、施設建設時には想定していなかった廃棄物による事故が発生している。</p> <p>災害廃棄物の適切・迅速処理においては、亀山市災害廃棄物処理計画、総合環境センター業務継続計画について、廃棄物対策グループ所属職員が内容を充分熟知しているとは言い難い。</p> <p>最終処分場の空き容量確保においては、令和2・3年度とも試行的に作業を実施し、両年度とも処理量を目標50トンとしていたが、直営により実施し、さらに機材等もなかったことから目標の半分程度の処理量に留まった。</p> <p>ごみ溶融処理施設適正管理においては、長寿命化計画策定から長期間が経過し、設備・機器の中には実際の劣化状況と計画の予測が異なるものが生じてきた。</p> <p>八輪衛生公苑最終処分場の埋立残量調査の実施及び処理作業の方向性検討については、篩機の老朽化により、年々処理量が減少している。また、当事業を開始した時の埋立量の推計は76,000トンだったが、令和3年度末で約77,600トンの処理を終えている。しかし、依然としてごみが埋め立てられている状況が窺える。</p>

課題	<p>ごみの種別に応じた中間処理においては、ごみの種別・特性に応じた分別方法や処理方法を見直していく必要がある。</p> <p>災害廃棄物の適切・迅速処理においては、上記計画について、廃棄物対策グループ所属職員が内容を充分熟知する必要がある。</p> <p>最終処分場の空き容量確保においては、大規模災害時に備え十分な空き容量を確保するためには、民間業者に委託する必要がある。</p> <p>ごみ溶融処理施設適正管理においては、効率的な整備を進めるためには長寿命化計画を見直す必要がある。</p> <p>八輪衛生公苑最終処分場の埋立残量調査の実施及び処理作業の方向性検討については、ごみの埋立残量を把握する必要がある。</p>
今後の方向性	<p>ごみの種別に応じた中間処理においては、火事の原因となる小型充電式電池については、令和5年度に分別収集を本格実施すべく、令和4年度に試行的な分別収集を開始する。</p> <p>飛灰再資源化事業においては、継続実施する。</p> <p>災害廃棄物の適切・迅速処理においては、亀山市災害廃棄物処理計画、総合環境センター業務継続計画について職員間で共有を図り、次年度以降も当該訓練に参加することで、平時から災害応急対応期の混乱を緩和させる体制の構築や災害対応力の向上を図る。</p> <p>最終処分場の空き容量確保においては、主要事業として採択され、令和4年度から5か年事業として民間委託により処理を進めることとなった。</p> <p>ごみ溶融処理施設適正管理においては、長寿命化計画を見直すことで、設備・機器の実情に応じた効率的な整備が可能となり、施設の適正管理と安全安心で効率的なごみ処理が可能となる。</p> <p>八輪衛生公苑最終処分場の埋立残量調査の実施及び処理作業の方向性検討については、埋立残量を正確に把握するにはボーリング調査が必要だが調査費が高額であり実施できないことから、埋立開始前後の地形図から埋立量を推計する等、他の推計方法を検討する。</p>

(3) ごみ処理施設の整備等に関する検討

〔取組内容〕

- ①2029（令和11）年度に、現有ごみ溶融処理施設の稼働計画最終年度を迎えることから、次期ごみ処理施設のあり方については、現在の市単独での処理施設の整備の検討に加え、今後本市を取り巻くと予測される人口や廃棄物の減少、厳しくなる財政状況を勘案し、近隣自治体との施設の集約化と広域処理に向けた検討や調整も進め、その方針等を示した「ごみ処理施設整備基本構想」の策定に取り組みます。
- ②粗大ごみ破碎処理施設及び適正処理困難物二軸破碎処理施設は老朽化による処理への影響が懸念されます。現有ごみ溶融処理施設の稼働計画最終年度まで破碎粗大ごみの安定した処理を継続するため、両施設の延命化工事もしくは民間廃棄物処理業者への処理委託等を検討し、適正処理に努めます。

令和3年度進捗状況	〔理由〕 ・次期廃棄物処理施設のあり方は、近隣自治体の廃棄物担当部署の意向を把握することができたため ・適正処理困難物二軸破碎処理施設の更新は主要事業として事業化ができたため（令和6年度更新予定）
B まずは進んでいる	
実施状況	次期廃棄物処理施設の稼働開始を令和16年度としたスケジュール案を作成し、これに基づいて令和4年度に関連事業を予算化した。また、広域処理について近隣自治体の廃棄物担当部署と協議し、意向把握に努めた。 粗大ごみ破碎処理施設及び適正処理困難物二軸破碎処理施設について、長寿命化により延命化と新設した場合等について費用対効果を分析した。
問題点	適正処理困難物二軸破碎処理施設の更新は主要事業として位置づけ事業化できたため問題点はないが、次期廃棄物処理施設については、両市の廃棄物担当部署間の協議に留まっている。
課題	次期廃棄物処理施設については、両市の廃棄物担当部署間の協議に留まっているため、政策担当部署間の協議にまで展開させ幅広く議論する必要がある。 併せて、政策担当部署と、現在の廃棄物処理施設の状況について情報共有する必要がある
今後の方向性	次期廃棄物処理施設在り方の検討は、総合計画の中で重要施策として位置付ける。 粗大ごみ破碎処理施設は更新等せず民間への処理委託を検討する。適正処理困難物二軸破碎処理施設は主要事業として令和6年度に更新する。

(4) ごみ処理に関する情報の公開

〔取組内容〕

- ①ごみ施策に関する情報に加えて、ごみ処理経費やごみ処理に伴う総合環境センターの温室効果ガスの排出量などの情報を近隣自治体や人口規模や産業構造が類似する自治体と比較する等市民にわかりやすく発信し、ごみ処理の透明性の確保に努めます。

令和3年度進捗状況	〔理由〕 ・情報発信を行ったものの、近隣自治体や人口規模、産業構造が類似する自治体との比較など市民が関心を持ちそうな情報発信が充分できていないこと及び温室効果ガス排出量の情報は、まったく発信できていないため。
C あまり進んでいない	
実施状況	広報かめやまで、本市1人1日あたりのごみ排出量を、全国及び三重県のそれと比較した記事を掲載し、本市のごみ事情について情報発信した。
問題点	ごみ処理経費は例年9月議会で資料量提出しているものの、市民に情報が充分行き届いているとは言い難い。また、温室効果ガス排出量の情報は、まったく発信できていない。
課題	効果的な情報発信の手法について検討する必要がある。
今後の方向性	広報かめやまのみならず市ホームページも活用し、ごみ処理経費や温室効果ガス排出量、近隣自治体や人口規模、産業構造が類似する自治体との比較などの情報を発信する。

「低炭素」：脱炭素社会につながる

高度な低炭素社会の構築

亀山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

及び亀山市気候変動適応計画



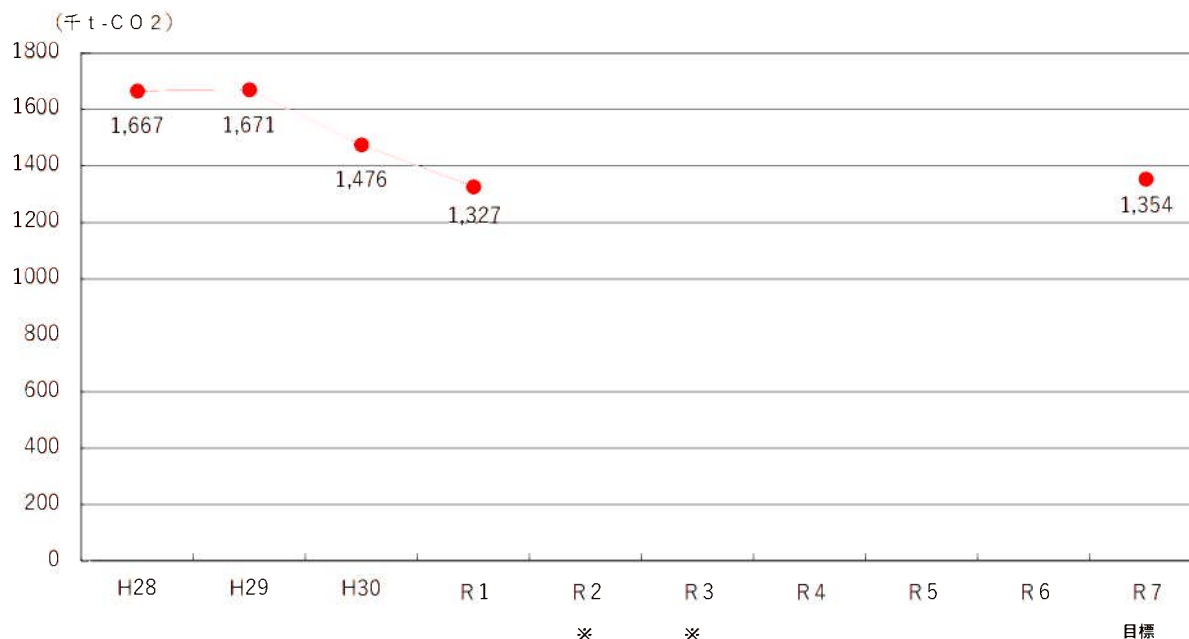
※本章と関連する SDGs のゴールのアイコンを掲載しています。また、特に関係の深いゴールは大きなアイコンで掲載しています。

「低炭素」：低炭素社会の構築



1. 成果指標に関する目標と実績

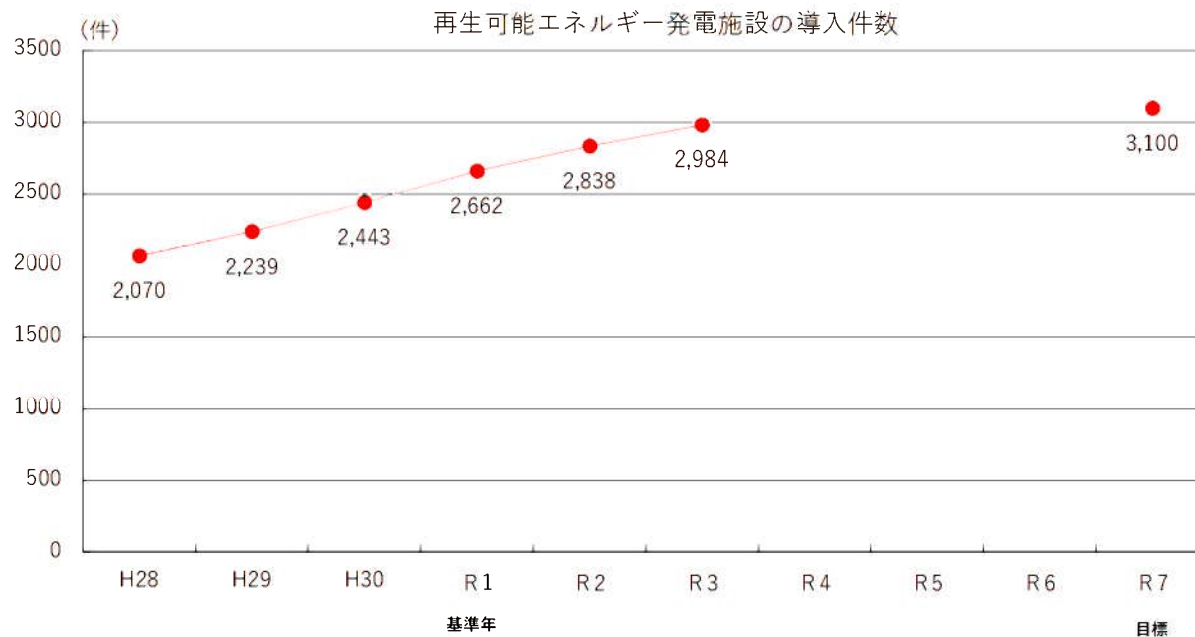
成果指標 市域における二酸化炭素排出量



※令和2～3年度の数値が未記載の理由は、国における各地方公共団体の二酸化炭素排出量についての公表が、現時点ではおこなわれていないことによります。

また、基準年は平成25年（2013年）であり、数値は1,258千t-CO₂です。

成果指標 再生可能エネルギー発電施設の導入件数



低炭素<取組方針1>

「減らす」(温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量を減らす。)

<p>令和3年度進捗状況</p> <p>B</p> <p>まずはまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー・省資源行動に関する周知・啓発活動等の実施、3Rの促進のための「食品ロスマッチングサービス タベスケ」への応募、森林経営管理事業による森林整備の実施、居住誘導区域内への居住誘導策及び公共施設のLED化などに取り組むことができたため。 ・一方、十分な取組や効果に至っていないものも多いため。
<p>〔今後の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な取組を進めているものについては引き続き取組を進めるとともに、更なる取り組み等が必要なものについては、効果的な実施方法等を検討・検証し、具体的な取組に繋げていく。 	

取組方針における施策の方向

(1) 省エネルギー・省資源行動に関する周知・啓発活動等の実施

〔取組内容〕

①広報かめやま、ホームページ等に省エネルギー・省資源行動に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。

<p>令和3年度進捗状況</p> <p>B</p> <p>まずはまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周知啓発は行われている一方、より効率的かつ効果的な方法を探っていく必要があるため。
<p>実施状況</p>	<p>ケーブルテレビの行政番組、フェイスブック、安心メールにおいて、省エネルギー行動や地球温暖化対策について啓発を行った。</p>
<p>問題点</p>	<p>省エネルギー・省資源行動について、市民に十分に周知がなされ、行動に繋がっているとは言い難い状況である。</p>
<p>課題</p>	<p>より効率的かつ効果的に省エネルギー・省資源行動についての周知啓発を図る必要がある。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>市民の意識変革につながるような効果的な訴えかけ方研究し、より効率的かつ効果的な周知啓発ができるようその方法を再検討する。特に、今後イベントが再開される中で、市民の目に触れる機会を積極的に活用する。</p>

(2) 省エネルギー・省資源行動の促進

〔取組内容〕

- ① 3R（ごみの発生・排出を抑制する（Reduce）・使えるものは繰り返し使う（Reuse）・資源として有効利用する（Recycle）活動の促進を図ります。
- ② 省エネルギー家電（LED照明含む）、環境性能に優れた自動車、省エネルギー性能の高い住宅・建築物及びグリーン購入の普及促進を図ります。
- ③ パークアンドライドに関する普及啓発及びパークアンドライドに必要な情報の提供により、公共交通機関の利用を促進します。
- ④ 徒歩や自転車利用による移動に関する啓発を行い、近距離移動における徒歩・自転車移動の促進を図ります。
- ⑤ みどりのカーテンなどの効果的な日よけの普及促進等により、節電に寄与するとともに、節電意識の向上を図ります。また、節電意識の向上を図るために有効な取組について調査研究するとともに、その実施に向けた取組を進めます。

C 令和3年度進捗状況 あまり進んでいない	〔理由〕 ・「食品ロスマッチングサービス タベスケ」への応募など新たな取り組みも行われている一方、十分な取組や具体的な取組にまで至っていないものがあるため。
実施状況	3Rの促進については、従来の取組に加え、「食品ロスマッチングサービス タベスケ」に応募し、食品ロス削減の仕組み作りに向けた準備を進めた。その他省エネ・省資源行動の促進については、一定程度取り組んだものの、十分とは言えない状況である。
問題点	省エネ・省資源行動については、十分な取組や具体的な取組にまで至っていないものがある。
課題	省エネ・省資源行動に関して、より踏み込んだ具体的な取組を検討・実施していく必要がある。
今後の方向性	環境未来創造会議及び低炭素部会等における検討内容も踏まえ、一層の取組を具体化していく。

(3) 二酸化炭素の吸収源の保全及び強化

〔取組内容〕

- ① 二酸化炭素の吸収源として期待される森林については、環境林（非経済林・保全林）や生産林（経済林・利用林）といった、森林の区分に応じた森林整備や森林管理を推進します。環境林（非経済林・保全林）においては、災害に強い森林づくりや針広混交林への誘導など、多様な森林づくりを進めます。生産林（経済林・利用林）においては、森林資源の適正な育成と公益的機能の維持増進を図るための森林管理を行います。
- ② 林業の成長産業化の実現と森林資源の適正な管理の両立を図るため、2018（平成30）年度に国が構築した、手入れの行き届いていない森林を、市が仲介役となり森林所有者と担い手をつなぐ「森林経営管理制度」の更なる充実と展開を図ります。
- ③ 2011（平成23）年2月に策定した亀山市公共建築物等木材利用方針に基づき、木材の持つ二酸化炭素を吸収し、大気中に排出しない「炭素を固定」する性質を活かし、亀山市産材を利用した公共建築物の木造化、木質化を推進します。

B 令和3年度進捗状況 まずまず進んでいる	〔理由〕 ・森林環境創造事業及び森林経営管理事業において、継続して実施されているため。
実施状況	森林環境創造事業、森林経営管理事業による森林整備、市による林業生産活動支援事業による利用間伐を促進し、また、三重県による災害緩衝林整備事業や治山事業などにより森林整備が実施されている。
問題点	森林経営管理事業については、初めて森林整備（間伐）に至ることができたが、小面積であったことから、整備面積拡大を図ることで、更なる目的推進に寄与する必要がある。
課題	森林経営管理事業の事業対象地域の拡大を図るとともに、森林環境創造事業など他の事業による森林整備を行うことで点ではなく面的な森林整備を行う必要がある。
今後の方向性	継続して市の事業に取り組み、森林経営管理事業においては、新たな地区への拡大を図るとともに、三重県事業においては積極的要望を行う。

(4) 低炭素なまちづくりと暮らしの推進

〔取組内容〕

- ①都市機能や居住の適切な誘導を行うとともに、道路や公共交通などを活用しながら快適な暮らしを支える、ネットワークを活用したコンパクトな都市づくりを推進することにより、脱炭素社会につながる高度な低炭素都市の実現を目指します。
 ②防犯灯や道路照明のLED化など、まちの暮らしの中での省エネルギー化を促進します。

令和3年度進捗状況 B まずは進んでいる	〔理由〕 ・居住誘導区域内への居住誘導策を実施したこと。 ・地域公共交通においてはネットワーク化が進んでいる一方、コロナ禍により、利用者が減少傾向であるため。
実施状況	住宅取得支援等により立地適正化計画の居住誘導区域内への居住誘導を図るとともに、地域公共交通の利用促進を行った。 防犯灯のLED化の促進及び道路照明のLED化の推進に取り組んだ。
問題点	コロナ禍により、外出制限等に伴って市内においても人流が減少し、公共交通の利用者も減少傾向となった。
課題	地域公共交通の利用について、更なる効果的な啓発活動を行う必要がある。
今後の方向性	より効果的な居住誘導区域内への居住誘導策について検討を行う。 地域への出前講座実施や市HPや行政情報番組など様々な媒体を活用した利用促進啓発活動に努める。

(5) 公共部門における二酸化炭素排出量削減の取組の推進

〔取組内容〕

- ①「亀山市役所地球温暖化防止対策実行計画」に基づき、公共部門における二酸化炭素排出量の削減に取り組みます。
 ②市が実施するイベント等において、徒歩・自転車利用、パークアンドライド等を促進します。
 ③行政サービスの提供や防災など行政の中心拠点となる新庁舎の設計・建設については、都市機能・防災面に加え、環境への配慮及び再生可能エネルギーの活用も含めた多面的な検討を行います。
 ④再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化など、環境に配慮した公共施設の建設・設備更新を進めます。

令和3年度進捗状況 B まずは進んでいる	〔理由〕 ・公共施設のLED化の実施に繋がることができた一方、徒歩・自転車利用、パークアンドライド等の促進その他より一層の取組が必要のため。
実施状況	市が主催する一定規模以上のイベントがなく、徒歩・自転車利用、パークアンドライド等の促進には至らなかった。 各施設や事業において二酸化炭素排出量の削減に取り組むとともに、公共施設のLED化に向け調査を進め、令和4年度から順次実施することとした。
問題点	徒歩・自転車利用、パークアンドライド等が二酸化炭素削減に寄与することに関する周知が進んでいない。 各施設や事業における節電等の取り組みは定着しており、更なる排出量の削減が難しい場合がある。
課題	徒歩・自転車利用、パークアンドライド等が二酸化炭素削減に寄与することに関する周知啓発を進める必要がある。 省エネや再生可能エネルギーの導入に向けた設備更新など、消費電力削減に向けた新たな取組を進めて行く必要がある。
今後の方向性	徒歩・自転車利用、パークアンドライド等が二酸化炭素削減に寄与することに関する周知啓発を実施する。 公共施設の更なるLED化、公共施設へのCO2フリー電気の導入、新庁舎における再生可能エネルギーの活用などに具体的に取り組んでいく。

低炭素<取組方針2>

「活用する」(再生可能エネルギーを活用する。)

<p>令和3年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">C</p> <p>あまり進んでいない</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーに関する周知・啓発活動や新庁舎整備基本計画の策定に向けた検討の中で、環境に配慮した新庁舎についての検討を進めることができたため。 一方、適正導入による再生可能エネルギーの普及促進など多くの取組について具体化に至っていない状況であるため。
<p>〔今後の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き再生可能エネルギーに関する周知・啓発活動を進めるとともに、具体化に至っていない取組について計画的に進捗を図る。 	

取組方針における施策の方向

(1) 再生可能エネルギーに関する周知・啓発活動等の実施

〔取組内容〕

- ①広報かめやま、ホームページ等に再生可能エネルギーに関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。
- ②再生可能エネルギーの不安定な発電出力を補完し、効率的な電力利用が可能な蓄電池の導入に関する周知・啓発を行い、再生可能エネルギーの導入促進に努めます。

<p>令和3年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ケーブルテレビの行政番組、Facebook、かめやま安心メールにおいて、再生可能エネルギーについて啓発を行った一方、蓄電池の導入促進には取組めていないため。
<p>実施状況</p>	<p>ケーブルテレビの行政番組、Facebook、安心メールにおいて、再生可能エネルギーについて啓発を行った。</p>
<p>問題点</p>	<p>太陽光発電に係る売電価格の低下により、普及の鈍化が懸念される。蓄電池の導入に関する周知啓発に至っていない。</p>
<p>課題</p>	<p>太陽光発電により発電された電気を、蓄電池と組み合わせ自家消費していく形での太陽光発電及び蓄電池の導入促進を進める。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>太陽光と蓄電池導入のメリットの周知啓発を進めることで、それらの導入を促進する。</p>

(2) 適正導入による再生可能エネルギーの普及促進

〔取組内容〕

- ①本市の豊かな自然環境と調和し、地域住民への十分な説明や健康への影響の評価等が図られた再生可能エネルギーの普及を促進するため、「再生可能エネルギーの適正導入を図るための制度」の導入について検討を行います。
- ②市域における二酸化炭素排出量の8割以上を占める製造業のうち第一種及び第二種エネルギー指定工場における二酸化炭素排出量や再生可能エネルギーの導入状況等の把握に努めるとともに、低炭素・脱炭素な事業活動の必要性等を継続的に周知・啓発し、一層の再生可能エネルギーの普及、省エネルギー・省資源行動への意識醸成を図ります。
- ③再生可能エネルギーの普及促進による二酸化炭素排出量の削減に加え、大規模災害時における電力確保の観点から、効率的な再生可能エネルギー等の活用のあるり方について調査研究し、脱炭素社会につながる低炭素で安全・安心なまちづくりに向けた取組について検討を行います。

令和3年度進捗状況	〔理由〕 ・低炭素部会は設置したものの、いずれも具体的な進捗にまで至っていないため。
D 進んでいない	
実施状況	低炭素社会の実現に向けた検討を進めるための低炭素部会を設置したが、具体的な話し合いには至っていない。 「再生可能エネルギーの適正導入を図るための制度」「製造業の状況把握」「効率的な再生可能エネルギー等の活用のあるり方の調査研究」が行えていない。
問題点	いずれも具体的な進捗に至っていない状況である。
課題	各取組について、計画的な進捗を図る必要がある。
今後の方向性	各取組の実施時期や具体的な内容等について計画的に取り組む。

(3) 公共部門における再生可能エネルギー等の導入

〔取組内容〕

- ①公共施設の大規模な改修や新設を行う場合は、再生可能エネルギー等の積極的な導入を図ります。
- ②公共施設での再生可能エネルギーの活用割合を増やすことによる環境負荷の低減や、防災拠点・避難所等における太陽光発電施設・蓄電池等の整備について調査研究・検討を進めます。

令和3年度進捗状況	〔理由〕 ・新庁舎に関する検討は進めた一方、公共施設における再生可能エネルギー等の導入について、総合的・具体的な計画がない状況であるため。
C あまり進んでいない	
実施状況	新庁舎整備基本計画の策定に向けた検討の中で、環境に配慮した新庁舎についての検討を進めた。
問題点	防災拠点・避難所等における太陽光発電施設・蓄電池等の整備について調査研究・検討に取り組めていない。 公共施設における再生可能エネルギー等の導入について、総合的・具体的な計画がない。
課題	防災拠点・避難所等における太陽光発電施設・蓄電池等の整備について調査研究・検討の実施が必要である。 省エネや再生可能エネルギーの導入に向けた設備更新など、消費電力削減に向けた取組を総合的・具体的に進めて行く必要がある。
今後の方向性	防災拠点・避難所等における太陽光発電施設・蓄電池等の整備について調査研究・検討について具体化を図る。 省エネや再生可能エネルギーの導入に向けた設備更新など、消費電力削減に向けた取組を総合的・具体的に管理する仕組み（計画）を構築する。

低炭素<取組方針3>

「適応する」(気候変動の影響に適応する。)

<p>令和3年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">C</p> <p>あまり進んでいない</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内環境調査の結果を「亀山市の環境」にとりまとめて公開するとともに、防災体制の強化や農地・森林の整備、健康被害の予防のための周知啓発等を行うことができたため。 ・一方、気候変動の影響への適応など多くの取組について具体化に至っていない状況であるため。
<p>〔今後の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災体制の強化や農地・森林の整備、健康被害の予防のための周知啓発等を進めるとともに、具体化に至っていない取組について計画的に進捗を図る。 	

取組方針における施策の方向

(1) 気候変動の影響への適応

〔取組内容〕

- ①気候変動の影響が予想される農業等の分野において、農業者に高温耐性品種等に関する情報提供を行い、気候変動の影響への適応を促進します。
- ②気温の上昇を一因とする河川等の水温の上昇、降水特性の変化による河川水質の変化や河川流況の変化、気候変動の影響による植生や野生生物の分布の変化、産業・経済活動等への影響に関する情報等について、必要に応じて情報発信を行う等により、各分野における気候変動の影響に対する適応を促進します。
- ③現在、気候が非常事態にあるという危機感を「共有」とするとともに、気候変動の影響に対し、市民、事業者、行政が一体となって「行動」していくための「気候非常事態宣言」について検討を進めます。

<p>令和3年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">D</p> <p>進んでいない</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内環境調査の結果を「亀山市の環境」にとりまとめて公開したものの気候変動に関する内容の追加に至らず、またその他の適応に関する取組についても進めることができていないため。
<p>実施状況</p>	<p>市内環境調査の結果を「亀山市の環境」にとりまとめて公開した。</p>
<p>問題点</p>	<p>「亀山市の環境」について、気候変動に関する内容の追加までは至っていない。 農業分野における技術的な普及啓発に市としては至っていない。 「気候非常事態宣言」に関する検討には至っていない。</p>
<p>課題</p>	<p>「亀山市の環境」について、気候変動に関する内容の追加が必要である。 三重県四日市鈴鹿地域農業改良普及センターと連携し、農業分野における技術的な普及啓発に取り組む必要がある。 「気候非常事態宣言」に関する検討を進める必要がある。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>「亀山市の環境」について、気候変動に関する内容の追加を図る。 三重県四日市鈴鹿地域農業改良普及センターと連携し、農業分野における技術的な普及啓発に取り組んでいく。 「気候非常事態宣言」に関する検討を具体的に進める。</p>

(2) 自然災害の軽減・回避

〔取組内容〕

- ①「亀山市国土強靱化地域計画」「亀山市地域防災計画」に基づき、防災都市づくり、公共施設の安全確保・整備、地盤災害予防など、地震、風水害等に対する総合的な防災体制の確立を図ります。
- ②様々な災害時に必要な都市機能を維持することができるよう、公共施設や道路等を含めた都市インフラの強靱化を推進します。
- ③農地や森林が持つ、洪水・土砂崩壊・土壌流出を防止する機能や、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる水源かん養機能などを確保するため、農地や森林の保全等を促進します。

令和3年度進捗状況	〔理由〕 ・防災体制の強化や農地・森林の整備に取り組んだ一方、取組を進められていないものもあるため。
B	
まずまず進んでいる	
実施状況	指定避難所の環境整備に努めることによる防災体制の強化を行うとともに、農地・森林の整備を行うことによる洪水・土砂崩壊・土壌流出の防止・水源かん養機能の確保を行った。
問題点	農地・森林の整備についてはより広範な取り組みに至っていない。 雨水排水処理の有効利用についての検討が進んでいない。
課題	農地・森林の整備についてはより広範な取り組みとなるよう事業実施面積の拡大に向けた取組が必要である。 雨水排水処理の有効利用についての検討を進める必要がある。
今後の方向性	農地・森林の整備についてはより広範な取り組みとなるよう事業の周知や取組に向けた働きかけを行う。 雨水排水処理の有効利用に関する検討を具体的に進める。

(3) 健康被害の予防

〔取組内容〕

- ①暑熱による健康被害を未然に防止するため、熱中症予防に関する市民への情報提供を積極的に行うとともに、熱中症への対応方法等の周知を行います。
- ②感染症を媒介する動物の分布域の拡大の状況に応じた感染症対策等について、必要に応じて市民への情報提供・注意喚起を行います。

令和3年度進捗状況	〔理由〕 ・健康被害の予防のための周知啓発は行っている一方、その周知範囲をより一層拡大する必要があるため。
B	
まずまず進んでいる	
実施状況	広報かめやまにより、熱中症予防と対応方法の周知を行うとともに、市ホームページでの熱中症に関する注意喚起及び熱中症警戒アラート発令時の安心メールでの周知を行った。 ・日本脳炎の予防接種に関する周知を行った。
問題点	周知については、広報かめやま・市ホームページ・安心メールが中心になっており、周知範囲が限定的となっていると考えられる。
課題	関連するイベントや教室等の活用など、より効率的かつ効果的な周知を行う必要がある。
今後の方向性	より効率的かつ効果的な周知方法について検討を行い、実施に繋げる。

「参画・協働」：参画と協働による推進



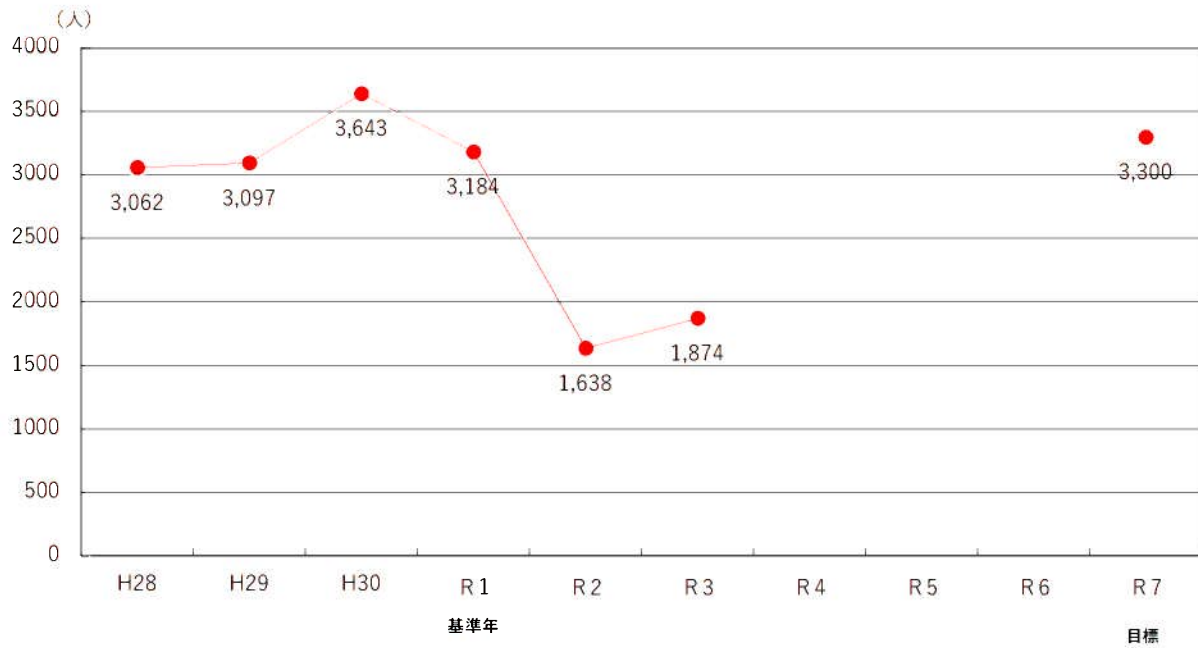
※本章と関連する SDGs のゴールのアイコンを掲載しています。

「参画・協働」：参画と協働による推進

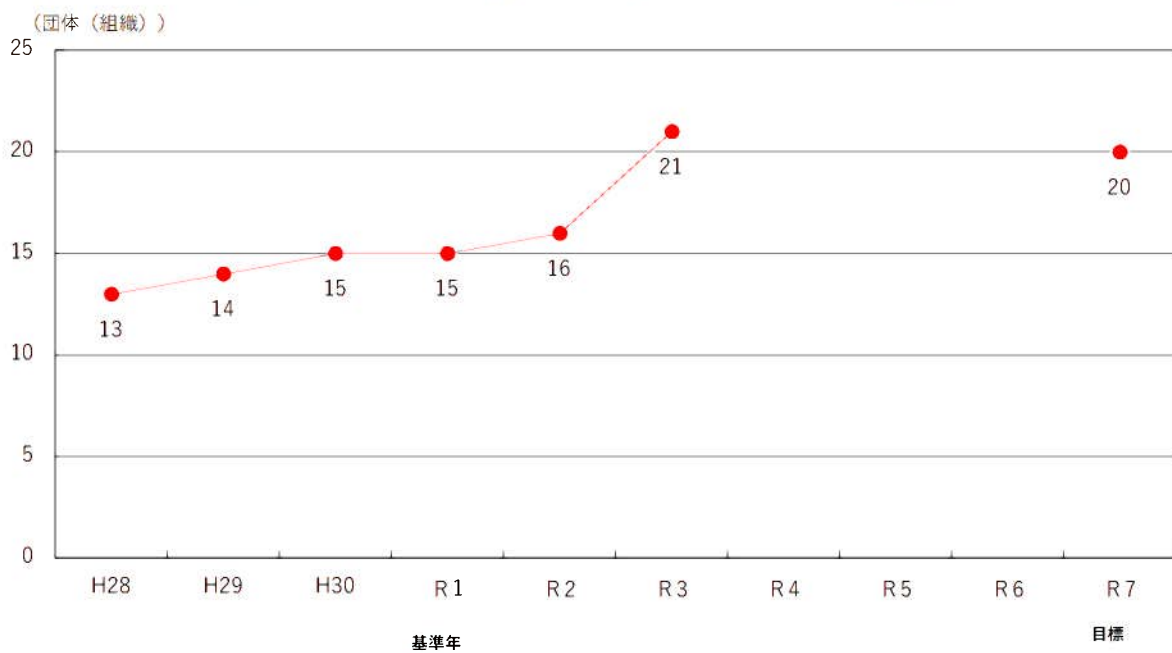


1. 成果指標に関する目標と実績

成果指標 環境に関する講座等への参加人数



成果指標 環境関連分野において連携・協働による取組を行っている団体（組織）数



参画・協働<取組方針1>

「学ぶ」(環境教育・環境学習を推進する。)

<p>令和3年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold; text-align: center;">B</p> <p>まずは進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種広報媒体により環境に関する周知啓発活動を行うとともに、小中学校、幼稚園、保育園における環境学習の機会の提供や環境に関する生涯学習の機会を提供することができたため。 ・一方、より効率的かつ効果的な周知啓発の実施や、新型コロナウイルス感染症の影響下における講座等の実施方法の検討、学びの成果を地域で役立てられるような仕組みづくり等の課題もあるため。
<p>〔今後の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の周知啓発活動を継続するとともに、メディア戦略を立案し、それに沿った周知啓発活動を実施する。 ・新型コロナウイルス感染症の影響下でも学びを継続できるよう、オンライン講座やフィールドワーク等を取り入れる。 ・学びの成果を地域で役立てられるよう、地域で活動している団体との連携強化を図る。 	

取組方針における施策の方向

(1) 環境に関する周知・啓発活動等の実施

〔取組内容〕

- ① 広報かめやま、ホームページ等に環境に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。

<p>令和3年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold; text-align: center;">B</p> <p>まずは進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報かめやま、ホームページ、行政情報番組、出前講座や図書館における環境関連書籍の購入等、環境に関する周知啓発活動を行う一方、その内容・対象者・周知啓発媒体の整理とそれに沿った効率的かつ効果的な周知啓発にまでは至っていないため。
<p>実施状況</p>	<p>広報かめやま、ホームページ、行政情報番組、出前講座等において、生物多様性・特定外来生物・野焼きの禁止問など、環境に関する周知啓発活動等を実施した。図書館において環境関連書籍を積極的に選書・購入した。</p>
<p>問題点</p>	<p>周知啓発媒体については、広く一般に周知啓発するもの、対象者が限定されているもの等があるが、周知啓発を行うべき対象者と周知啓発媒体を戦略的に整理できず、場当たりの周知啓発活動となっている面がある。</p>
<p>課題</p>	<p>周知啓発を行う内容・対象者・適切な周知啓発媒体やその組み合わせを総合的に整理し、効率的かつ効果的な周知啓発活動を行う必要がある。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>現行の周知啓発活動を継続するとともに、メディア戦略を立案し、それに沿った周知啓発活動を実施する。</p>

(2) 環境教育の推進

〔取組内容〕

- ①小学校・幼稚園・保育園において、自然体験学習を通じた環境教育を実施します。
 ②事業者との連携により、中学校において環境出前講座を開催するとともに、事業者における環境への取組を見学・体験することを通じて環境学習を推進します。

令和3年度進捗状況	〔理由〕 ・小学校、幼稚園、保育園において、環境デーを通じた環境教育を実施するとともに、中学校においても、事業者との連携による環境出前講座を実施する一方、事業者の取組の見学・体験は新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったため。
B まざまざ進んでいる	
実施状況	小学校、幼稚園、保育園において、環境デーにおける体験学習等を通じた環境教育に取り組んでいる。 中学校においても、事業者との連携による環境出前講座により、環境学習を行っている。
問題点	個別の環境学習は行われているが、体系的かつ継続的な環境学習を提供できていない。
課題	幅広い環境分野について、年齢等に応じて体系的・継続的な環境学習を提供できる体制やツールを整備していく必要がある。
今後の方向性	教育関係部署とも調整しながら、本市における環境学習の体系について整理を進めていく。

(3) 環境に関する生涯学習の機会の提供

〔取組内容〕

- ①幅広い世代を対象として、環境をテーマとした講座・カリキュラムを開催し、環境に関する学習機会を提供します。
 ②一般的な内容に留まらない専門的な学習機会を提供するとともに、学びの成果を地域で役立てる仕組みを構築し、学びをとおした地域づくりを促進します。

令和3年度進捗状況	〔理由〕 ・中央公民館における環境をテーマとした講座の実施、かめやま人キャンパスにおける森と水の守り人養成講座の実施等を通して、環境に関する生涯学習の機会を提供する一方、学びの成果を地域で役立てられるような仕組みの整備が必要なため。
B まざまざ進んでいる	
実施状況	中央公民館における環境をテーマとした講座として、押し花を使った創作教室や、野草・薬草に関する講座を実施した。 フィールドワークを中心に、講師である地域で活動している団体の活動を体験できる講座内容とし、森と水の守り人養成講座を4回実施した。
問題点	新型コロナウイルス感染症の影響により、実施方法や回数が制限されてしまう。 学びの成果を地域で役立てる仕組みが確保されていない。
課題	新型コロナウイルス感染症の影響下でも学びを継続できるよう、講座等の実施方法を検討する必要がある。 学びの成果を地域で役立てられるよう、地域で活動している団体との連携の強化等が必要である。
今後の方向性	新型コロナウイルス感染症の影響下でも学びを継続できるよう、オンライン講座やフィールドワーク等を取り入れる。 学びの成果を地域で役立てられるよう、地域で活動している団体との連携強化を図る。

参画・協働<取組方針2>

「みんなで進める」(みんなで協働して取り組む。)

<p>令和3年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 三重大学からの審議会への参画を得るとともに、環境未来創造会議及び「共生」「快適」「循環」「低炭素」の4部会を設置した一方、環境審議会を開催できなかったため。
<p>〔今後の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 開催が必要とされる場合には、開催手法を検討のうえ、速やかに審議会を開催する。 実りある結果を期待できるような開催手法や内容により部会を実施するとともに、各環境分野の一体的な向上に向け環境未来創造会議の運営を行う。 	

取組方針における施策の方向

(1) 多様な主体の参画と協働

〔取組内容〕

- ①市民、行政、事業者、学識経験者等、多様な主体により構成される亀山市環境審議会及び亀山市廃棄物減量等推進審議会において、環境に関する審議・検討を行い、環境に関する取組を推進します。
- ②三重大学と亀山市の相互友好協力協定に基づき、政策立案等の際、必要に応じて三重大学と連携協力するとともに、引き続き産学民官の連携による環境教育の推進を図ります。
- ③廃棄物減量等推進委員（ごみダイエットサポーター）、地球温暖化防止対策推進員や、関係する市民活動団体、市民や事業者等が参画する、「環境」に関する部会及び検討会議を設置し、本市の環境に関する問題や課題の現状等を的確に把握し、効果的な施策の推進に繋がります。

<p>令和3年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 三重大学からの審議会への参画を得るとともに、環境未来創造会議及び「共生」「快適」「循環」「低炭素」の4部会を設置した一方、環境審議会を開催できなかったため。
<p>実施状況</p>	<p>環境審議会、廃棄物減量等推進審議会については、実施がなかった。また、環境審議会等に三重大学からの参画を得ている。 環境未来創造会議及び「共生」「快適」「循環」「低炭素」の4部会を設置した。</p>
<p>問題点</p>	<p>書面会議等の選択肢があるにも関わらず、環境審議会を開催していない。</p>
<p>課題</p>	<p>必要に応じて適切な実施方法により、環境審議会を開催する必要がある。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>開催が必要とされる場合には、開催手法を検討のうえ、速やかに審議会を開催する。 実りある結果を期待できるような開催手法や内容により部会を実施するとともに、各環境分野の一体的な向上に向け環境未来創造会議の運営を行う。</p>